

官報

号外 昭和五十年六月二十五日

○第七十五回 参議院會議録第十七号

昭和五十年六月二十五日(水曜日)

午前十時三十一分開議

○議事日程 第十七号

昭和五十年六月二十五日

午前十時開議

- 第一 國務大臣の報告に関する件(昭和四十八年度決算の概要について)
- 第二 船舶料理工士の資格証明に関する条約(第六十九号)の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第三 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 航空法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十五回国会衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、北海道開発審議会委員の選挙
- 一、国家公務員等の任命に関する件
- 一、日程第一より第四まで
- 一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(鉄道労働組合関係)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)
- 一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)

昭和五十年六月二十五日 参議院會議録第十七号

○第七十五回 参議院會議録第十七号

昭和五十年六月二十五日(水曜日)

午前十時三十一分開議

○議事日程 第十七号

昭和五十年六月二十五日

午前十時開議

- 一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)
- 一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)
- 一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)
- 一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(日本電信電話労働組合関係)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)
- 一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)
- 一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)

- 一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)
- 一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)

北海道開発審議会委員の選挙

国家公務員等の任命に関する件

○議長(河野謙三君) これより會議を開きます。この際、北海道開発審議会委員一名の選挙を行います。

○安永英雄君 北海道開発審議会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○細川護熙君 私は、ただいまの安永君の動議に賛成いたします。

○議長(河野謙三君) 安永君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、北海道開発審議会委員に川村清一君を指名いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、公害等調整委員会委員に上原達郎君、若林清君を、

土地鑑定委員会委員に泉亨君、樺山俊夫君、

柳田光男君、黒澤清君、嶋田久吉君、三澤勝君、

吉野公治君を、

中央更生保護審査委員会委員に勝田成治君を、

日本銀行政策委員会委員に小倉武一君を任命することに、本院の同意を求めてまいりました。

まず、公害等調整委員会委員、中央更生保護審査委員会委員、日本銀行政策委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、いずれも同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、土地鑑定委員会委員

の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、全会一致をもってこれに同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第一 國務大臣の報告に関する件(昭和四十八年度決算の概要について) 大蔵大臣から発言を求められております。発言を許します。大平大蔵大臣。

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○國務大臣(大平正芳君) 昭和四十八年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国稅収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その大要を御説明申し上げます。

昭和四十八年度予算は、昭和四十八年四月十一日に成立いたしました。

この予算は、わが国経済の国内均衡と対外均衡の調和を図りつつ、長期的視野のもとに国民福祉の充実に努めることを基本として編成されたものであります。

さらに、その後における人事院勧告の実施に伴う公務員の給与改善等について措置するほか、経済情勢の変化に伴い特に緊要となつた経費について所要の措置を講ずるため、昭和四十八年十二月十四日補正予算が成立いたしました。

この補正によりまして、昭和四十八年度一般会計予算は、歳入歳出とも十五兆二千七百二十六億千六百六十四万五千円となりました。

以下、昭和四十八年度決算についてその内容を数字を挙げて御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は十六兆七千六百十九億四角、歳出の決算額は十四兆七千七百八十三億四角でありまして、差し引き

昭和五十年六月二十五日 参議院會議録第十七号 國務大臣の報告に関する件(昭和四十八年度決算の概要について)

六二四

一兆九千八百三十六億円の剰余を生じました。
この剰余金は、財政法第四十一条の規定によりまして、一般会計の昭和四十九年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、昭和四十八年度における財政法第六条第一項の純剰余金は六千八百九十一億円の剰余、財政法第六条第一項の規定によれば、その二分の一を下らない金額を公債または借入金金の償還財源に充てなければならぬわけでありまして、さきに、本国会において御審議いただきました昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律に基づき、その五分の一を下らない額に相当する金額を公債等の償還財源に充てなければならぬこととなるわけでありまして、

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額十五兆二千七百二十六億円の比へて一兆四千八百九十三億円の増加となるのであります。その増加額には、前年度剰余金受け入れが予算額に比へて増加した額六千四百二十億円の増加が主であり、それを差し引きますと、昭和四十八年度の歳入の純増加額は八千四百七十三億円の増加であります。その内訳は、租税及び印紙収入、雑収入等の増加額八千九百一十一億円の増加、公債金における減少額四百三十八億円の減少であります。

一方、歳出につきましては、予算額十五兆二千七百二十六億円の比へて、昭和四十七年度からの繰越額千八百六十五億円の増加した歳出予算現額十五兆四千五百九十二億円の比へて、支出済み歳出額は十四兆七千七百八十三億円の増加、その差額六千八百九億円の増加、昭和四十九年度に繰り越した額は五千六百十三億円の増加となり、不用となりまして額は千九百九十五億円の増加となっております。

次に、予備費であります。昭和四十八年度一般会計における予備費の予算額は六百五十億円であります。その使用額は六百四十九億円であります。

次に、昭和四十八年度の特別会計の決算であります。同年度における特別会計の数は四十一でありまして、これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によって御了承願いたいと存じます。

なお、これらの特別会計の歳入歳出の決算額を合計いたしますと、歳入決算において二十七兆三千三百七十七億円の増加、歳出決算において二十三兆六十六億円の増加であります。

次に、昭和四十八年度における国税取納金整理資金の受け入れ及び支払いであります。同資金への取納済み額は十三兆六千二百億円であります。その資金からの歳入への組み入れ額等は十三兆五千七百八十八億円であります。差し引き二百九十三億円の増加、昭和四十八年度末の資金残額となります。これは、主として国税に係る還付金として支払い決定済みのもので、年度内に支払いを終わらなかつたものであります。

次に、昭和四十八年度政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれの決算書を御参照願いたいと存じます。

以上、昭和四十八年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税取納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その大要を御説明申し上げた次第であります。

なお、昭和四十七年度及び昭和四十八年度の特別会計歳入歳出決算に添付して国会に提出いたしました輸出保険特別会計の財務諸表等につきまして、保険料計算事務の遅滞のため、計数の一部に推計額を含んだまま作成いたしましたことは、まことに遺憾でございます。

これにつきましては、去る四月二十五日付をもちまして訂正をお願いいたしました。今後、このような事態が再び生ずることのないよう、より一層配慮してまいる所存でありますことを申し添えます。(拍手)

○議長(河野三三君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。小山一平君。

小山一平君

「小山一平君登壇(拍手)」
小山一平君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となっております昭和四十八年度決算外二件について、三木総理初め関係大臣に質問いたします。

まず、昭和四十八年度の財政・経済運営についてどのような反省を持っておられるかをただしたいと思ひます。

申すまでもなく、昭和四十八年度予算は田中前総理による初めての自派の本予算でありました。予算を編成するに当たつての政策目標と云うべきものは、国際収支の均衡、物価の安定、国民福祉の向上であります。特に、物価の安定、福祉の向上は、国民にとって最大の期待と願望であり、政府にとつては、最高の政治課題であつたはずであります。

田中内閣はあえて超大型予算を編成いたしました。一般会計十四兆二千八百四十億円で、前年度当初予算比二四・六％の増、また、財政投融資六兆九千二百四十八億円で、前年度当初計画比二八・三％増と、それぞれドルショック後の景気浮揚をねらつた昭和四十七年度予算を上回る伸び率を示すものであります。

この大型予算は、日本経済や国民生活にどのような効果や影響をもたらしたのでしょうか。一口に言へば、狂乱物価と呼ばれた悪性インフレをつくり出し、大企業の悪徳商法と国民生活の極端な混乱を引き起こす大きな要因となつたのであります。

昭和四十七年、田中内閣の出現とともに、登場した列島改造論と、円対策のためにとられた調整インフレ政策によつて、ただでさえインフレ基調にあつて、四十八年を迎えたときには明確に過熱の徴候を示していた日本の経済は、この大型財政によつてさらに物価の高騰に拍車がかけられ、四十八年度の財政運営は、経済白書も指摘いたしてありますように、出発早々から大きな壁に突き当たつていたのであります。

小山一平君

たつていたのであります。政府はこれに対処するため公共事業の繰り延べのほか、公定歩合の引き上げ、預金準備率の引き上げ、窓口規制の強化など金融引き締め策をとつたにもかかわらず、物価の上昇はやまなかつたのであります。そして、十月の中東戦争を契機としてさらされたわいゆる石油危機は、商社や大企業の買い占め、売り惜しみを誘発し、石油を初め諸物資の不足、狂乱物価というパニック状態が国民生活を襲うことになりました。田中内閣は、これを単なる海外要因と片づけ、いわゆる石油二法などで急場をしのぐとしたのであります。即効薬となるはずもなく、石油業界や大企業は、千載一遇の好機とばかりに、便乗値上げによる不当利得の獲得に狂奔するありさまであつたのであります。また、住宅や社会福祉施設、教育施設は、資材や用地費の高騰によつて、その計画は大きく後退し、年金その他社会保険関係におきましても、予算額における若干の増額や制度の改正がありましたが、インフレ物価高騰でその措置も無に帰し、老人、母子家庭、生活保護世帯、心身障害者等社会的弱者に最大の犠牲をかけることになり、社会的公正を極度に拡大いたしました。

このような事態は、田中内閣が声を大にして売り込んだ福祉経済への歴史的転換による福祉元年というかけ声を全くむなしいものにし、国民の期待と願望を裏切り、不信と不満の声は日本全土を覆うことになつたのであります。国際収支については、基礎的収支において約百三十億ドルもの赤字を出し、国際収支の均衡は保たれず、円相場も安定も確保できなかったものであります。かくして、昭和四十八年度の財政に課せられた三つの政策目標は、以前から識者やわれわれが懸念をしていたとおりすべて破綻し、インフレとその弊害のみを残して、そのしわ寄せはすべて国民に持ち込まれるという結果を招いたのであります。大企業の横暴を許し、弱者を苦しめる大企業優先の政治、経済の実態をここにはつきり見たのであります。

す。このように財政経済運営を誤ったことは明白でありまして、田中内閣の責任であります。田中内閣成立以来、副総理の要職を占めていられた三木総理もその責任を免れることはできません。四十八年度財政経済運営に対する総理の御所見を明らかにしていただきたいのであります。また、総理はどのように反省し責任を感じておられるかを伺いたいと思います。

また、田中前総理がいわゆる金脈問題で退陣されたのは、田中氏個人の金権の体質と権力の乱用が世の指弾を浴びたことによるものではあります。が、税金問題や資産形成の経過等について、国会において十分な調査を尽くしその真相を明らかにすることが政治や税務行政に対する国民の信頼を得る道であるにもかかわらず、三木総理、大平大蔵大臣ともに国税庁官僚の守秘義務を盾とする資料の提出拒否、国政調査権の軽視等を許し、田中前総理のみから資産内容を公表するという言明も今日まで実行されず、結果において、検査当局により関連企業一部の違反行為が起訴されるにとどまり、田中前総理及びその周辺の人々に多くの疑惑を残したまま、うやむやにするようなおそれなしといいたしません。

決算委員会は、引き続き四十八年度決算審議の中でこの問題を調査することにいたしておりましたが、このままでは政治に対する国民の不信を助長し、クリーンな売り物にしている三木内閣の政治モラルにきずがつくと思うのであります。いかでかあります。総理の御所見と今後の方針について承りたいと思います。

なお、以上の諸点については大蔵大臣からもその見解を承りたいと思います。

次に、対外経済協力について外務大臣にお伺いいたします。

てはきわめて冷淡な態度をとってまいりました。しかし、原油供給をめぐって特にO.A.P.E.C.加盟国の強硬な態度にあつた政府は、四十八年十二月以降、当時の三木副総理、中曾根通産相、小坂善太郎氏等の特使として中近東に派遣し、経済技術協力の見返りに石油の安定的供給を要請してまいりました。であります。将来にわたって産油国との関係及び石油の供給関係はわが国死活の問題であることは明らかであります。にもかかわらず、日本の経済技術協力の実行は遅々としていかだらないようであります。たとえば、石油供給の大手であるイランの石油化学プロジェクト、サウジアラビアの銅鉱山開発など、日本が協力を約束した大型プロジェクトが、政府ベースと民間ベースとの違いはございますが、なかなか実効が上がらないのはなぜでございますか。その実情と見解を伺いたいのであります。また、これに関連して、ごく最近、河本通産大臣の中近東訪問をめぐって、外務省と通産省の対立が伝えられております。対外経済技術協力の資金は、国民の税金と財投資資金で行われるのが主でありますから、その使途は国益に寄与するように効率的に使われることはもちろんであります。約束したことは、実行することによって国際的信頼とその地位の安定を図らなければなりません。こういう初步的な論議さえ通用しない政府の外交姿勢や閣内不統一の姿は問題でございます。発展途上国に対するわが国の外交は、常に自国の経済力を過信し、相手国の立場や民族感情を無視して反日感情を激化させてまいりましたが、現在もなおその姿勢は改まっていらないのではないかと懸念いたします。これらの点についての見解と御所見を承りたいと思います。

次に、昭和四十八年八月八日には、金大中事件という世にも不思議な事件が日本国内で白昼堂々と行われました。以後、太刀川、早川逮捕事件、文世光事件と、奇々怪々な事件が次々と起きており、いずれも朴政権の恐るべき弾圧と陰謀であるとの観測も行われているのであります。金大中事件のようにわが国主権にもかかわる事件を初め、これらの事件について日本政府は、民主主義をじゅうりんし強権による弾圧に狂奔している朴独裁政権に対し屈辱的姿勢をとってきたことはまことに遺憾でございます。日韓関係の経済協力は見直しを必要とする局面を迎えております。特に最近ではインドシナの政情の急変などがあつて、対韓問題は慎重を要するのであります。南ベトナムのかいらい政権に対する有償・無償の援助だけでも約三百三十億円に上る供与実行額であります。この経済協力の功罪が問われなければならぬ。韓国に対する経済協力も、朴政権の腐敗や不正が問題となっており、国費のむだ遣いと朝鮮民族に対する犯罪的行為に終わりがけないことを指摘しておきたいのであります。また、崩壊の運命をたどろうとする反動特定政権のこ入れにすぎないのではないかと心配もございします。したがって、これらの疑いがある限り、対韓経済協力は当分これを見合わせるべきであると思ひます。政府は、当分見合わせるという約束をこの場でしていただきたいと思ひますが、所信を承りたいのであります。

日本が、分断国家に対し、一方を敵視し一方に加担してきた外交政策は、ベトナムにおける民族統一の偉大な勝利によって、それが誤りであることが明らかになりました。アメリカのベトナム侵略戦争に追従して、巨額の国費を浪費したばかりでなく、国際正義に反し、世界の歴史の流れにさお差すばかりけた役割りを演じたことに對し、どのように反省しておられますか。政策の転換等、今後どのように処していかうとしていらっしゃるのですか。御答弁を求めたいと思ひます。

また、朴政権は、朝鮮民主主義人民共和国の武力侵略を宣伝しておりますが、政府はまさかこれを信用するはずはないと思ひます。朝鮮民主主義人民共和国に対する敵視政策は早急に転換し、友好関係の促進を図るべきであると思ひますが、政府の御見解を承りたいのであります。

次に、財政の執行について大蔵大臣に伺ひます。昭和四十八年度の財政執行について見ますと、会計検査院の検査報告によりまして、件数にして百七十六件、金額にして十三億九千万円余りの不当事項が指摘されております。大蔵大臣も御承知のように、これらの不当事項は氷山の一角であり、毎年のように租税収入の徴税額に過大な過不足があつたり、補助事業を初めとする支出面でのむだ遣い、行政の監督責任の体制的欠陥などが指摘されております。一体これらをどう受けとめておられますか。大蔵省は予算を組み、それを配賦した後は知らぬという態度は許されません。会計法第四十六条には、大蔵省の監督が規定されているのであります。どのように監査の任を果たしておられますか、この点についてもお答え願ひたいと思ひます。

次に、四十八年度一般会計決算額は、歳入歳出差し引き一兆九千八百三十六億円の大幅な歳入超過となっております。この大幅な歳入超過の中には、公債発行による収入が一兆七千六百六十二億円含まれております。財政執行の繰り延べ策等による四十九年度への予算の繰越額五千六百十三億円、地方交付金等の財源に充当すべき二千七百七十七億円を差し引きまして、なお一兆一千四百四十六億円の剰余金となります。公債という名の借金をし、金利を支払いながら、一兆円をオーパーする巨額な剰余金を出すというのは国費のむだ遣いにはならないでしょうか。経済見通しを誤り、歳入見通しが甘かつたことと公債発行を安易に考へた点に問題があると思ひますが、政府の御見解を承りたいのであります。

また、四十九年度は歳入欠陥を出しましたが、五十年年度は年度早々から巨額の歳入欠陥が取りざたされております。本年度の経済及び歳入の見通しにおいて見込み違いの心配はないのかどうか、明らかにしていただきたいと思ひます。

また、公債発行のうわさも出ておりますが、政府の公債発行に対する基本的な考え方と公債発行

昭和五十年六月二十五日 参議院會議録第十七号

國務大臣の報告に関する件(昭和四十八年度決算の概要について)

六二六

に對する今後の方針についてお伺いしておきたいのであります。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(三木武夫君) 小山議員の御質問にお答えをいたします。

昭和四十八年度の財政経済運営が誤ったのではないかと御質問でございます。昭和四十七年度から八年度にかけての経済混乱につきましては、国際通貨制度の動揺あるいは石油危機などの海外の要因が大きかったことも事実でございます。しかし、いわゆるこの過剰流動性対策が結果的に見て適切でなかったという経済運営については、必ずしも妥当でなかった点は、これは率直に反省をいたします。したがって、三木内閣としては、物価安定を最重点政策といたしまして、今年三月末には一五%以下に消費者物価を抑えるという公約を果たしたわけでございますが、しかしさらに、一五%以下ということでも消費者物価としてはこれは正常な状態ではございませんから、さらに適正な物価安定を図るために、総需要抑制政策を伴うこの景気の過熱を抑えながら、一方においては不況対策なども講じて安定成長を図るよう日本経済を持っていきたい、こういうことによつて過去の反省を生かしていきたいと考えておるわけでございます。

第二の御質問は、いわゆる田中金脈問題という点について政府はどう対処していくのかということでございます。前總理といえども、法律の前において平等であることに変わりはないと存じます。したがって、政府は法規に照らして国税庁関係においては調査をいたしておりますが、処理は終りました。なお未処理の問題については適切な処置をいたしたい。しかし、小山議員の御指摘のごとく、政治家は、法律ばかりではありません。政治のモラルの問題もございまして、この点については田中氏自身が国民の前に真相を明らかにして理解を求めたいという約束をいたしてお

りますから、そういう日が一日も早く実現をして、国民の疑惑というものが一掃されることを私は期待をいたすものでございます。

また、石油危機の際には中東に参りました。中東根拠あるいは小坂南大臣等も参ったわけでございますが、御指摘の経済協力案件については、プロジェクトの選定などいろいろの時間がかかって、まだ協議中のものであります。交換公文の締結には至っていない問題もございまして、エジプトとの商品援助とか、スエズ運河の円借款とか、ジョルダンの電話やアルジェリアのテレコム・プロジェクトのプロジェクトについてはすでに交換公文を締結しており、また、イラクとの経済技術協力協定も締結されました。今年三月でありましたが、サウジアラビアとの経済技術協力協定も締結を見たわけでございます。そういう意味で、私も中東に参りました先方の政府と約束したことは、着々と実行されております。

ただ、民間協力の面につきましては、必ずしも予定したとおりにいかないというところは、これは民間同士の話し合いでありますから、今後、そういう民間協力の面では、政府もできるだけの協力をしてそういう問題の解決を図っていく次第でございます。今後とも、中東関係は、何と申しても日本の石油の供給地としてきわめて重要な国々でございますから、われわれは約束したことは必ず守るといふことで、中東諸国と日本との信頼関係を維持してまいることと努めたいという所存でございます。

また、分裂国家の問題についていろいろ御発言がございました。分裂国家の一方を敵視するといふことは、これは誤っているではないかというところでございますが、日本は、どの国に対しても敵視政策というのとはとてないわけであります。しかし、分裂の国家については歴史的な経過があるわけですから、これは第二次大戦後こういう形が初めて生まれてきた。一方の国とは外交関係を有して、他方の国とはまだ承認しない場合もあり得

るわけですから、この承認をしないことがすなわち敵視をしておると言うことは、私は当たらないと思ふのでございます。現に、東独でありますとか、北越については外交関係を設定をいたしました。また、北鮮との間には人間文化、スポーツ、経済等の交流を積み上げていって、可能な限り友好関係を維持していきたいという政策をとっております。これは御承知のとおりでございます。今後とも、日本の平和共存ということが日本外交の一つの基礎になっておるものでございますから、いかに政治の体制が異なっても、あらゆる国との友好関係は増進をしてまいりたい方針でございます。

また、南ベトナム援助について、それは南ベトナムの民族統一を妨害するような結果になったのではないかと御質問でございますが、わが国のこの南ベトナム援助は、特定の政権を支持するといふためではなくして、南ベトナムの国民の民生の向上に寄与することを目的としたものであります。その意味においては実績を上げたと思っております。今後とも、新政権のもとに、そういう日本援助というものが有効に活用をされていくものだと考えております。

それから、朝鮮の問題について触れておられますが、やはり、韓国というものは日本の一番の隣国であつて、韓国の民生安定、向上というものは、われわれとしてもできるだけの協力をいたすことが適当であると考えております。韓国の国民経済の発展に貢献するといふ見地から従来実施してきたわけでございまして、今後ともこの方針のもとに韓国側の要請を十分に検討を行っていく方針でございます。

北鮮については、先ほども申し上げましたこと、今後、北鮮の承認問題は、朝鮮半島をめぐる国際情勢の推移を十分に見きわめて慎重に対処してまいりて存存でございます。現情勢のもとでは、当面、北朝鮮を承認するという考え方は政府は持っていないわけでございます。

以上お答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○國務大臣(大平正芳君) 四十八年度の財政経済の運営についての反省、田中金脈問題の処理につきましては總理大臣からお答えがございました。けれども、私からも見解を述べたいところでございますので、簡単に考えておるところをお答えいたします。

四十八年度におきまして政府が大型な予算を組みましたことは御指摘のとおりでございます。これは内外にわたりましたわが国の経済の均衡を維持して、生産第一主義から福祉第一主義への転換の年にしようという善意の願望を持ちまして組んだ予算でございます。これは御案内のとおりであります。しかしながら、またそれができる環境でもあったわけでございますが、不幸にいたしまして、途中におきまして石油危機に代表されるような対外要因の急激な変化がございまして、この遂行が阻まれたわけでございます。したがって、政府といたしましては、直ちに財政金融を軸といたしまして総需要抑制策を講じてこれに対応してまいりて、前内閣の末期から、すでに御案内のように物価の鎮静が始まっておりますことと存じますので、政府の苦心のありましたことも御理解をいただきたいと思います。

それから、第二の田中金脈問題でございますが、政府といたしましては、この問題につきましましては、与えられた権限を駆使いたしまして事実を精細に調査して、その結果について厳正な処理を行ったつもりでございます。国税関係につきましても必要な措置をすでに完了いたしましたわけでございます。政府の方針といたしましては、田中さんであろうとなつたであろうと、一納税者としていたしまして処理するといふ方針を終始貫いたわけでございます。したがって、守秘義務につきましまして、特定の地位にあるお方だから例外を認めるという措置は講じなかつたわけでございます。これは国税庁に寄せられている国民の期待にこたえるため

に、職務上知り得た秘密は口外しないということをかたくなに貫いたわけでございますが、これは申告納税制度を国民の信頼のもとで維持したいという一念でございまして、田中金脈問題を隠蔽しようなどという根性でないことは御理解をいただきたいと思ひます。

それから、第三の財政の執行でございますが、小山さんも御指摘のように、会計検査院から多数の不当事項の指摘がございまして、私どもも大変責任を感じておるわけでございまして、これに對しまして、財政当局といたしましては、会計検査院、行政管理局等と協力し、また各省庁の内部監査の充実と相まちまして、不当事項の再発防止のために懸命に努力をいたしておるところでございます。

それから四十八年度たぐさんの剰余金を出しながら、同時にたぐさんの公債を出すということになっておることに対しての御指摘がございまして、御指摘のとおりでございます。事實は、しかしながら、四十八年度補正のときに五千三百億の公債の発行減、二月末で四百三十八億円の発行の減額をいたしたわけでございすけれども、三月の確定申告が、われわれ予想以上にたぐさんの申告がございまして、とりわけ、土地の譲渡所得が大変ふえた年でございます。そういうことが三月末に結果いたしましたわけでございすので、三月末までに発行する公債によってそれを調整できなかったことは技術上の理由でございすことを御了解いただきたいと思ひます。

それから次に、四十九年度の見込み違いが大きくなつたが、五十年の見込み違いが起るのではないかと御指摘がございまして、御指摘のように、四十九年度七千六百八十六億円という税の減収が生じたことはまことに遺憾に存じておるわけでございす。そのときのデータを基礎にいたしまして五十年の歳入予算を組み立てております関係上、小山さん御指摘のように、五十年に歳入不足が生じないという保証はないわけ

でございます。したがって、私どもとしてはよほど緊張した財政の運営を圖つてまいらなければならぬと考へておるわけでございす。年度が始まつたばかりでございますので、いましばらく時間の経過を見させていただきます。この問題の処理に對するにつきましては、十分の用意を持ちまして対応させていただきますと思ひます。いまの段階におきまして、これだけの見込み違いが生ずるであろう、これに對してこのような措置を講ずるといふことを具体的に御答弁申し上げる用意がないことを御了承いただきたいと思ひます。

最後に、公債発行についての考へという御質問でございます。いろいろな手だてを講じまして、結局不足は公債発行によつて賄ふなければならぬ、ことしのうちに歳入の不足が憂慮されておるときに、これは公債発行によつてつじつまを合わせばいいやないかと議論がないわけではございません。しかしながら、政府といたしましては、公債発行に安易に依存してまいりません。公債の健全性を破壊し、財政インフレの糸口を開くことに相なますので、極力警戒していかなければならぬと考へておるわけでございす。したがって、予算の中における公債依存の度合いというものは十分慎重でなければならぬと考へております。市中で健全に消化できる建設公債の枠をできるだけ守らなければならぬと思つております。また、公債に對する市場の信用というものを損ねないよう、いざとなつた場合に公債が発行できるだけの信用を常に保持していかなければいかぬと考へておりますので、あくまでも健全な公債政策といふものを堅持すべく、いま極力努力をいたしておるところでございます。

何分の御協力を願ひたいと思ひます。(拍手)

【國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手】

○國務大臣(宮澤喜一君) 経済協力の関係につきまして、すでに総理大臣からかなり詳しくお答えがございまして、補足のみをさせていただきます。

中近東諸國に、一昨年の暮れから昨年の一月にかけていたした経済協力の約束のその後の実行ぶりでございますが、概して申しますと、たとえば商品援助でありますとかあるいは政府関係の公共事業でありますとかは、案の内容が具体化しやうございすので、それらは比較的早く進行しております。それが、先ほど總理からお話のございましたエジプトの商品援助であるとか、あるいはスエズ運河の円借款でございますとか、電話のプロジェクト、これはジョルダン等でございますが、これらのものは比較的早く円滑に今日までまいっております。

で、他方で、先ほど御指摘のように、イラン、サウジなどにつきましてはかなり長いこと足踏みがございまして御心配をかけておたわけでございす。サウジにつきましては、今年三月に先方の中央企画庁長官が見えまして、先方の長年の希望でございまして経済技術協力が締結をされたわけでございす。先方としては、やはりこういう法律上の協定の枠組みの中で接触の場をつくりたいという強い希望でございまして、私どもそれに応じたわけでございす。最近に至りまして、サウジのいわゆる五カ年計画がほぼ完成、計画として起草が完了いたしましたので、五カ年計画に基づきまして、この経済技術協力協定の話し合いの場で話が具体化をしていくのではないかと。ただいまのところ両國とも、そういう場ができましたこと、いわゆる前向きにこの問題に、経済協力の問題に對処できるといふ考へ方を深めております。これはサウジにおいてもそのように觀察をいたしております。

それから、イランでございますが、これも実は長いこと足踏みをいたしましたが、最近になりましてようやく石油化学のプロジェクトの見積もりが見直しといふものが両國で合意をいたしました。相当大きなプロジェクトでございす。近々両國間で交換公文をいたしたいといふことで、

ただいま準備をいたしております。いつとき、多少不信感のようなものがございましてこれは事實でございますが、ようやく円滑に動き始めたという感じがいたしております。

なぜ、しかし、このようななぐしくした状態がいつとき生まれたのであろうかというお尋ねであつたわけでございすけれども、やはり、一つは、石油ショック以来の原料あるいは資本財等々の高騰によりまして、見積もりがいつとき困難になつたといふ事情があつたように存じます。あるいは前にした見積もりに対して何倍かの新しい見積もりを要するといふようなこと、こういう問題が一つございまして、これは大體、しかし、たゞいま落ちついてまいりましたので、まずまずお互いに客観的に考へ得るような見積もりができるような状態になりました。

それから、もう一つの理由は、やはりお互いにふなれであつたといふこと。ことに、これらの産油國が、大産油國が従来大きな工業のプロジェクトをいたしたことはございせん。しかし、こうなりまして、いわば國威をかけて、できるだけ大きなものをやる。石油化学にいたしまして、鉄鋼にいたしまして、そういう傾向がございまして、しかも、お互い相手の、隣國のことを余り考へず、自分の國の國威といふふうな考へるものでございす。大きな同じようなプロジェクトが、いわば各國で考へられるといふようなことになりまして、そういうことです。その将来の需要がどうであらうかといふことが当然心配されるわけでございますけれども、各國ともなかなかそこまでは考へず、自分の國の國威といふようなことを主体に、無理もないことでありますけれども、考へやすいといふたようなことが、やはりいつときございまして、そのようなことが一つのおくれの原因であつたのではないかと考へておりますが、だんだんそういうことも、事態を知るにつけて、お互いになれてまいっておりますので、いつとき足踏みに伴います焦燥感とい

昭和五十年六月二十五日 参議院會議録第十七号

國務大臣の報告に關する件(昭和四十八年度決算の概要について)

六二八

たようなものは現在なくなりつつあるように考えております。なお、私も誠実に約束を履行してまいりたいと考えております。

河本通産大臣が中近東を訪問されるということにつきましても私は承っておりまして、ひとつぜひそのお願いしたいと考えております。この間に両省間の意見の相違はございません。ただ、国会後の御訪問でございまして、七月、八月となりますと、御承知のように、あの地方の国の首脳部はほとんど避暑のために国を出ておりますので、あちらとの会談の約束をいまだのようにいつの時期にいたすかということで、外交ルートを通じて相談をいたしておるところでございます。

それから、ベトナムの経済援助につきましても、総理からすでにお答えがあったのでございしますが、実情を申し上げますと、南ベトナムに対しては私も今年の初めから経済協力を考えておつたわけでございまして、九十億円の内容でございまして、しかし、三月から四月になりましてあつた情勢の急変がありまして、南ベトナムでこの経済協力を現実に行得る能力というものは、まあ日とともに実は疑わしい状態になりました。あつた結果になつたわけでございまして、したがって、この経済協力はなされないままに現在なっております。

それから、他方、北ベトナムとは五十億円の無償供与の相談をずっといたしてまいりましたが、さしずめ五十億円ということでございます。インドシナ半島の情勢が急変いたしましたので、いつとき中断をいたしております。しかし、ごく最近でございまして、この十日間ほど、その交渉を再開するということになりました。ラオスのピエンチャンにおきまして、ただいまハノイ政府の代表とわが国の代表とが交渉を再開いたしましたところでございます。報告によりますと、交渉はきわめて友好的な雰囲気で行われておるようでございます。すので、速からず経済協力の実行、あるいはそれに伴いましてわが国のハノイ大使館開設等々に立

ち至るのではないかと。当面、いづれにいたしましても、インドシナ半島、ことに南におきましてのこれからの援助の焦点は、とりあえずは難民救済ということを中心と考えてまいりたいというふうな考えでおります。(拍手)

○議長(河野三三) 田代富士男君。

〔田代富士男君登壇、拍手〕

○田代富士男君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました昭和四十八年度の概要説明について若干の質問を行いたいと思ひます。

質問の第一は、昭和四十八年度予算の執行の効果を政府はどのようにとらえているかということについてであります。

昭和四十八年度予算の編成に当たって、政府は、「経済の安定と物価の抑制を図りつつ、国民福祉の向上、国際収支の均衡回復」という課題に積極的に取り組まなければならぬ」という経済見通しに立ちながらも、十四兆七千七百八十三億円という超大型予算を組み、これを執行したのであります。そして、その結果、御売物価は前年度に比べて二・六％、消費物価は一・六％と大幅に上昇し、消費者物価は世界一高いとまで言われるに至つたのであります。この物価高騰は、当然のことながら国民生活を悪化し、とりわけ老人、身体障害者など社会的弱者と言われる人々の生活を著しく圧迫していったのであります。

一方、この間における大企業の実態は、それとはきわめて対照的でありました。資本金一億円以上の大企業の申告所得総額は四兆八千九百億に上り、前年に比べ三・三％も増加し、銀行、大企業、商社等は巨大な収益を上げたのであります。もちろん、この狂乱物価の背景には、石油ショックという海外要因が大きく影響を与えているという否めない事実があるでありますが、しかし、何よりも、主要産業におけるやみカルテルの横行など、独禁秩序を無視し、もうかることなら何でもするという、高度経済成長に浸り切つた

大企業の需要姿勢こそがその最大の根本原因であるということは、紛れもない事実であります。こうした物価の異常高騰と企業姿勢に対する厳しい批判と、さらには、国民が最も期待した政治不信の回復という大きな課題を担つて登場したのがすなわち三木内閣であつたはずであります。総理は、いま、三木内閣成立当時におけるそうした立場を踏まえながら、列島改造と高度成長で吹き荒れた田中内閣の時代に編成、執行された昭和四十八年度予算とその決算をいま顧みて、いかなる評価と批判と反省をもつて見ておられるのか、まずお伺いしたいと思ひます。

また、四十八年当時におけるこうした企業批判の反省から、一つにはいま論議されている独禁法の改正問題が提起されたのでありますが、さらにもう一つ忘れてならないことは、銀行法の改正問題なのであります。大蔵大臣は、すでに五月十四日、金融制度調査会に諮問されたばかりのところと承つておりますが、現在検討を加うべき点はどうのような点か、答申を得て改正案を国会に提出する見込みはあるのか、あるとすればその時期はいつかを、この際明らかにしていただきたいのであります。

第二は、昭和四十八年度決算の中における特に中小企業問題についてであります。初めに、小規模事業に対する政府の援助についてお伺いいたします。

四十八年度決算において、政府は、小規模事業指導費補助金の歳出予算現額七十六億二千二百七十七万円のうち、使用しなかつたものが一・九％に当たる一億四千五百七十七万とされているのであります。しかるに、中小企業の窮乏を最も端的にあらわす倒産件数を見れば、昭和四十八年には、その前の二年間の減少傾向から一変して増勢に転じ、年間八千五百五十九件も記録し、これは全倒産件数の九・五％を占め、さらに資本金五百万円以下の小企業の倒産件数六千七百七十九件は、全倒産件数の八三・一％に相当しているのが実情で

あります。こうしたことを考えれば、この貴重な補助金のたとえ一・九％といえども使用しなかつたということは、まことに遺憾とするものであります。通産大臣にこの間の事情について説明を求めるものであります。

次に、中小企業設備近代化資金についてお尋ねしたい。

都道府県が行う中小企業設備近代化融資に対する国の補助金については、会計検査院が毎年度の検査報告でその使途が不当である事例を指摘しており、まことに問題の多い補助金制度であります。しかるに、四十八年度決算には、この補助金について、四十二億一千七百五十万円の歳出予算現額に対して実に二・四八％に当たる九億四千八百四十四万円という多額の不用額が計上されているのであります。その理由は、決算参照書の説明によれば、都道府県の融資に対する申し込み件数が少なかつたことなどによるとされているのであります。政府は、申し込み件数の減少の原因をどう把握しておられるのか。また、減少したとしてそのまま放置できると考えておられるのか。スラグフレーション下の設備近代化融資促進のため、従来の制度よりもっと拡大、充実した特別措置として、本日の日程で成立する予定の中小企業近代化促進法の一部改正法の運用についてどのように臨まれるのか。さらには、高度成長期における中小企業対策から低成長期の中小企業対策への転換の基本方針をどのように考えておられるのか、総理、大蔵大臣並びに通産大臣の所信を伺いたいのであります。

第三は、いわゆる推計決算の問題についてであります。

昭和四十七年度と、続く四十八年度の二カ年にわたり、輸出保険特別会計決算に推計金額が記載され、国会に提出されてきたのであります。このことは、国民の代表として政府の決算を審査すべき立場にある国会の権威を軽々に見ることに通じ、ひいては政府の予算執行と決算について国民

に一層の不信を抱かせることになるものと考えられるのであります。かかる不祥事は、明治憲法、現行憲法下を通じて、いまだかつてなかったものであります。まことに遺憾とするものであります。もちろん、このことは、われわれ国政を預かる者としても深刻に受けとめるべきであります。しかし、特に決算の作成者であり、国会への提出者である政府においては、より猛省されるべきであると思ふべきであります。決算の閣議決定の最高責任者たるべき総理並びに大蔵大臣の御所見を承りたいと思ふいます。

第四は、会計検査院の検査体制の拡充についてであります。

憲法第九十条には、「國の収入支出の決算は、すべて毎年會計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを國會に提出しなければならぬ」と定められております。また、これを受けて、會計検査院法第一条においては、「會計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する」と規定されており、會計検査院の職務はまことに重要であると言わねばなりません。しかるに、この重責を負う検査院の職務の遂行が十分に保障されているとは言いがたく、早急に改善していかなければならぬと考えるものであります。

すなわち、財政規模は膨張の一途をたどり、一般會計歳出決算額は、昭和四十四年度の六兆九千七百八十八億四千万から、昭和四十八年度の六兆九千七百八十八億四千万七千七百八十三億四千万となり、その傾向は今後ますます顕著になっていくものと思ふのであります。また、検査院が検査した計算書とその証憑書類の量も増大しており、検査対象となるべき官公署の数も、毎年のようにふえ続けていくのが実情であります。ところが、検査院の定員は、検査担当職員が多少増加したものの、全体としては戦後一貫して一千百人台の横ばいを見せているのであります。

検査院は、こうした厳しい制約のもとにありな

が、みずからの努力によって検査の質の向上に努めてきており、高く評価できるものと思ふのであります。それは、先に挙げた輸出保険特別会計の推計決算の発見など、検査報告の指摘内容の充実傾向によつて明らかであります。しかしながら、いかに優秀な検査院といえども、当然そこには限界があることは明らかであります。検査院の業務量の拡大化とその果たしている役割りを考え合わせるならば、さらに組織の拡充強化を図るべきが至当と考えるものであります。三木総理の「量から質への転換」という政治理念はもとより大切にしたいだかねばなりません。検査院に関する限り、質の確保は当然のこと、量の拡充こそが最も急務であると思ふのであります。その実行の成否は、ひいては国会における厳正な決算審査の可否につながり、国民の負託にこたえる道であると言つても決して過言でないと思ふのであります。総理の御所見を賜り、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕
○國務大臣(三木武夫君) 田代君の御質問にお答えをいたします。

四十八年度の経済運営について政府はどういうふうに反省しておるかというところでございしますが、さきの小山議員の御質問にもお答えいたしましたこととく、海外の要因が非常に大きく日本経済に影響したことは事実でございますが、過剰流動性対策などに対しては、政策の運営について、結果的に見れば適切を欠いたという反省はいたしません。そういうことで、インフレというものの高進にも一つの関係を持ったと思ひますが、そういう反省を踏まえて、三木内閣のもとでは、どういふもインフレを克服しなければならぬと、こういうもに、總需要の管理政策、あるいはまた、そのもとにおいて不況対策なども講じつつ、何とかして物価を定期預金の金利ぐらいの程度までは抑えていかなければ経済は安定した姿とは言えないというところで努力をいたしておるのは、その反省を

踏まえての結果でございます。次に、輸出保険特別会計について一部の推計を含む決算を国会に提出した責任、これはまことに相済みぬことだと思つております。決算に対して添付した書類を、推計額を含んで提出したこと、非常にこれは遺憾なことであつて、去る四月二十五日だと思ひますが、訂正を願つたのでございしますが、政府としては、再びこのようなことのないように、われわれとしても十分戒心をいたすつもりでございます。

それから會計検査院の重要性、これは田代議員の御指摘のとおりだと思ひます。やはり會計といふものが、国民の側から考えても、やはり適正な會計検査院というものの機能というものは、これは非常に重要な問題でございますので、そういう点を認識して、今後とも會計検査院の組織、人事の充実については、會計検査院の意見なども徴しまして、そうして可能な限り予算面で配慮をいたす考へてございします。

他は關係諸大臣から御答弁をいたします。(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕
○國務大臣(大平正芳君) 銀行法の改正問題についての御質問でございます。御指摘のように、銀行法は昭和二年にできました。古い、前の立法でございます。その後、環境が大きく変化してまいりました。とりわけ、最近、成長経済の転換、福祉型社会への志向に際会いたしておりますので、この際一過見直して全面的な改正を図るべきであるという御所見に私も賛成でございます。御指摘のように、五月十四日に金融制度調査会に諮問いたしました。すでに今日まで二回、總會で論議を願つたのであります。いつまでにかこの御審議を願つて国会に出すような手はずにするかという御質問でございますが、私といたしましては、相当時間をたつぷりかけて、行き届いた御審議を願つた上で国会にお諮りするといふようにしなければならぬと思ひますので、まだ、いま、いつお

願ひするかというところまでは決めていないのであります。じつくり時間をかけて審議を願ひたいというのが、いま、私の立場でございます。

それから第二に、低成長下の中小企業対策についてのお尋ねでございます。中小企業は、そうでなくとも体質の弱い関係上、困難な局面に置かれておるわけでございますが、最近のように、仰せのように低成長下になつてまいりますと、ますます大きな試練に逢着しておるわけでございます。したがって、財政当局といたしましては、まず財政面からその近代化、構造政策に御協力をお願いしなければならぬと思ひます。五十年年度予算におきましては千二百七十八億四千万という中小企業対策費を計上いたしたところでございます。けれども、今後、財政の許す限りその充実を図つてまいらねばいかぬと考へております。

第二に、税制面でございますけれども、所得税、法人税等にわたつて、たとえば事業主の報酬制度でございますとか、特別償却制度あるいは各種の準備金制度等で相当行き届いた配慮をいたしておるわけでございます。昭和四十九年の法人税率の改正におきまして、中小法人につきましては、据え置けばかりでなく、その据え置き税率の適用範囲を拡大するという措置も講じてございします。税制面からの配慮につきましても、周到に注意してまいらねばならぬと思ひます。

第三の御質問は、輸出信用保険特別会計の不始末でございます。で、この国会に提出いたしました書類の中に、一部推計数字がありましたこと、大変残念でございます。これは保険料の計算事務が遅滞いたしましたことによるものといへ、仰せのとおりゆゆしい問題でございます。こういうことがあつてはならないわけでございます。通産省におきましては執務体制の刷新をおやりになつておると聞いておりますけれども、政府全体

六三〇

〔國務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕

石油の危機等が起りまして諸物価が急に高騰をいたしました。そういうことのために指導施設の建設が見送られると、こういうケースが若干ございまして、このことのために、商工会あるいは商工会議所等の補助金に一部この不用の金額が出た、こういう次第でございます。しかし、小規模事業対策の重要性にかんがみまして、今後とも十分戒心をいたしまして、予算の有効な活用に努力してまいりたいと考えておる次第でございます。

び近代化制度の問題でございますが、この設備近代化制度には、中小企業近代化資金等助成法に基づきまして、設備近代化資金貸付制度及び設備貸与制度の二つがございます。この両制度とも、事業規模は毎年着実に増加しております。中小企業者の要望にはこたえていっておるところでございますが、なお今後とも十分留意をいたし申し上げます。

さらにまた、この安定成長期の中小企業対策はどうかと、こういうお話でございますが、先ほど大蔵大臣もこれに関連する御答弁がございましたが、通産省といたしましては、この安定成長期にはそれなりにやはりこの中小企業の新しい発展というものがあつて得ると、こういう考え方のものと、いろいろ対策を立てておるわけでございますが、今回も、これに関連をいたしまして中小企業近代

最後に、輸出保険特別会計の問題でございますが、これも先ほど大蔵大臣が御答弁になりましたとおりでございます。財務諸表の一部の推計があつたということにつきましては、作成の責任者といひまして深く反省をいたしておるところでございます。その後滞貨の処理に努力をいたしました結果、ことしの三月の末には全案件の作業を終了いたしました。それによりまして昭和四十八年度の財務諸表の訂正を行いました。今後の対策

すると、事務処理を改善すると、こういうこと等を中心といたしましていろいろ努力をしておるところでございますが、省内にも業務改善委員会というものをつくりまして、この改革のためにいま取り組んでおるところでございます。今後ともこういうことのないように十分気をつけてまいりたいと考えております。（拍手）

「加藤進君登壇、拍手」

○加藤進君 私は日本共産党を代表して、昭和四十八年度決算について若干の質問をいたします。

最初の質問は、昭和四十八年度の財政、経済運営こそ、自民党政府の高度経済成長政策を極端に推し進め、日本経済と国民生活に重大な危機を招いたという問題であります。わが党は、四十八年度予算に対して、この予算が国民生活に破壊的な

され、あくどい買い占め、売り惜しみなどの悪徳商法が途方もないもうけを上げる一方、卸売物価、消費者物価の大幅上昇などで国民生活が塗炭の苦しみに追いやられたことは周知のとおりであります。

三木総理、あなたは当時副総理として四十八年度予算の編成とその執行に重大な責任を負うておられる方です。このような事態をもたらし、たその責任について今日どのように考えておられるか。

次に、大企業の高度成長を促進するための税制、財政、金融の仕組みについて質問いたします。

たとえば税制では、大蔵省の資料によつて、四十八年度で資本金一億円以下の中小企業の法人税負担割合が三三・四％であるのに対して、百億

を大きくふくらませる原因の一つであったことには
言うまでもありません。

総理、あなたが「社会的公正の是正」を口にされ
れるというなら、いまなお温存されている税制面
でのこの逆累進の根絶、準備金、引当金など大企
業への特別減税の廃止など、税制、財政の仕組
みの抜本的な転換に踏み切るべきであると思いま
すが、いかがでございましょうか。

ま、政府が強行しようとしている酒、たばこ、郵便料金など公共料金の値上げをやめ、大企業製品価格の凍結の措置を直ちにとることこそ緊急な課題だと思うが、三木総理並びに関係大臣の答弁を求めます。

次に独禁法の問題であります。独禁法改正は、狂乱物価の元凶である大企業に対して、その横暴を抑えるための国民的要望に基づくものであります。近く、本院に送付される改正案は、政府原案

の改正案の審議を十分に尽くして、本国会で成立させるべきだと考えますが、三木総理は自民党内の反対の声を抑えて、あくまで本法案の成立を期するつもりであるかどうか、決意をお伺いしたいのであります。

次に、対外経済援助についてお伺いします。

金大中事件は、今回審議中の四十八年度決算と

いてさへ、金大中事件での重大な主権侵害に對して、何ら解決のための措置をもとておりません。しかも、このような中で日韓定期閣僚會議は断じて開くべきではないし、朴独裁政権でこ入れのための、去る四月に取り決められた二百三十四億円の韓国への新たな借款供与は直ちにやめるべきだと思ふが、三木總理はその決意がおおいかどううか、お聞きいたします。

次に、ベトナム援助についてであります。

三木内閣は、アメリカのベトナム侵略戦争に協力、加担を強め、ベトナム解放直前に、ベトナム民主共和国との間に進められてまいった無償経済援助五十億の問題についても情勢の急変を理由にして取りやめながら、その一方では、崩壊寸前のチュウ政権に九十億円に上る緊急援助協定を結びさらに難民救済と称して五億円の支出を決定するなど、ベトナム人民の民族自決と和解に敵対してまいりました。政府は、いま歴史的な破綻が明白になっておる対米追隨の外交を根本的に反省し、ベトナム民主共和国に対する五十億円の無償経済援助を直ちに実行すべきであります。また、チュウ政権に約束した九十億円を南ベトナム臨時革命政府に対して実施すべきであります。その意思があるかどうか、お尋ねいたします。

最後に四十八年度決算に關連して指摘する必要がある問題は田中金脈問題であります。これまでの審議を通じて明らかにされていたように、その規模の大きさ、醜惡さ、公的地位の利用と詐欺的行為など、わが国政治史上先例のないものであります。すでに本院においても全会一致で政府に對する異例の警告書を採択し、その全貌を明らかにすることを強く求めています。

そこで、三木総理にお伺いいたしますけれども、警告書に従い、田中金脈の重大な疑惑を絶対にうやむやにさせず、総理みずから進んで田中氏の国会出席を求め、疑惑解明のために具体的な措置をとられる決意があるかどうかをお伺いしたいと思ひます。

田中金脈の中でも私が昭和四十一年国会で初めて取り上げました信濃川河川敷買い占めの問題は最大の事件であり、田中角榮氏の地位利用と詐欺的行為の典型的なものであります。当時、大蔵大臣であつた田中氏は、河川法改正についての情報を十分に知り得る立場にあり、その情報に基づいて、幽霊企業である室町産業を設立し、農民から土地を計画的に詐取したものであり、刑法上の詐

欺罪に該当すると考えられています。政府は、行政管理局が現在実施している調査などを通じて田中氏の地位利用、詐欺行為が明らかにできれば、法的措置を含めて厳正な措置をとられるかどうか、お聞きいたします。

また、三木総理は、さきの決算委員会で国民の納得のいく解決を図りたいと言明しておられますけれども、納得のいく解決とは、時価三百億円とも言われる土地をみすみす室町産業に渡すことななく、これらの河川敷を血のにじみ思いで開拓し、耕作を続けてきた農民に直ちに返すべきであると思うが、その点について総理並びに関係大臣の明確な答弁を要求して私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣（三木武夫君） 加藤君の御質問にお答えをいたします。

四十八年度の經濟、財政運営に対する責任問題は小山、田代兩議員の御質問にも答えましたこととく、いろんな理由はあるにしても、財政金融対策の運営で、結果的に見れば過剰流動性の対策などに對して適切でなかつた点を反省している。そういう点で今後、三木内閣がインフレの克服、不況の打開ということに懸命に努力しておることは、そういう反省の上に立つた經濟政策の転換である」と御承知を願ひたいのであります。

また、狂乱物価、生活破壊などをもたらしたと加藤議員は御指摘になる高度経済成長、高度経済成長が安定成長に伴うについては、税制などを根本的に考え直すべきではないかという御指摘で

ざいますが、私は、これは大変な大きな日本の転換期であると。今日までの高度経済成長を適正な安定成長ということに切りかえていつて、再び高度経済成長の時代は帰らないんだと、これで日本経済がこの安定成長の中でいろんな国民的な要望を満たしていかなければならぬわけでありますから、これは大変な転換である。そのために税制ばかりに限らず、財政も金融も教育も社会保障も、

全般にわたって見直しをせなければならぬ時期だ
 と思います。まあしかし、それには短兵急に
 はそれだけの大きな転換をできませんから、
 相当時間をかけて、腰をしっかりと据えて、
 誤りなく日本のこの転換期のかじ取りをやら
 なければならぬと強く責任を感じておる
 次第でございます。

付加価値税をやるうとしておるといふようなお話をしましたが、まだそういうふうな段階にはなっていないわけでございます。

また公共料金についていろいろお話がございましたけれども、公共料金というものを極力抑制したことは御承知のとおりであります。しかし、公共料金を全部据え置きにしてしまつて、その後における処理というものは大変にこれは大問題になつてくるわけでありますから、最小限度公共料金については利用者に御負担を願うということは政府としてやはり適當であらうということで、最小限度の値上げに対していま国会で御審議を願つておるわけでございます。

独禁法の改正についてお話がございましたけれども、私は、日本の経済がここまで発展をしてきたということは、自由経済体制のもとに、自由競争というものが非常に日本の各事業家に対して、競い合つて創意工夫をこらしたその結果が日本経済のバイタリティというものになったんだと私は信じている。これからも私はそうだと思う。新しい安定成長期における経済の活力は、やはり公正な自由競争のルールを設定して、その中で企業がなおのやはり創意工夫を発揮するというところでなければ、いわゆる一部の人が独占的な形態と

うものをつくり上げたならば、一部の人はよくても、他の人々は創意工夫が発揮できる余地はない。そういう点で、日本経済が新たな活力を興り戻すために独禁法の改正は必要であると考えておりますので、ぜひとも参議院においても、会期は非常に少ないけれども、御審議を十分願つて、成立を図りたいと願つておる次第でございます。金大中事件についてのお話がいましましたけ

ども、御承知のように、金大中氏は合法的に日本に滞在を許された旅行者者である、その人権を保護し得なかったことに對して責任を感じておるわけでございますから、金大中氏自身が、完全な市民としての自由を回復することに對して重大な関心とを政府は持つておると、韓国政府も、出国を含め

て一般国民としての自由を有する旨を韓国政府からの確認を得ておるわけでございます。この確認が完全に実施されることに對してわれわれが今日も関心を持つておるものだという事を申し上げておきたいと思うわけでございます。しかし、この問題と日韓の閣僚會議とは直接には結びつきません。しかし、日韓の閣僚會議は、やはり閣僚會議を開く以上は、日韓両国が何か相互理解といふ一つの環境というものが、好ましい環境のもととに開かれることがよろしいと、韓国は一番近い隣国でありますから、韓国との友好關係を維持して

いくことは必要であるし、韓国の国民経済の健全な発展を願うものでありますから、そういう意味において両国が話し合うことは非常に必要である。その会議を開くについては、その環境ができるだけ好ましい環境のもとに開きたいということとでございます。いま、いつ開くということを時期的に予定はいたしておらないわけでございます。金大中事件の決着までは韓国援助は少し見合わせたいというお話でしたが、政府はこの問題

と直接に結びつけては考えていない。
それから南ベトナムの問題についていろいろお話をございましたけれども、外務大臣の答弁に譲ることにいたします。

それなら、いわゆる田中金脈問題については、先ほども申し上げましたごとく、田中氏が前総理であつても、何人といえども、法の前にこれは平等であることはもう明らかでございますから、計規に照らして今日まで国税庁においても調査をいたし、国税庁の調査は完了いたしました。が、他法規において十分厳正な処置をいたすことは申すまでもございませぬ。しかし、いろいろなその外

昭和五十年六月二十五日 参議院會議録第十七号

國務大臣の報告に関する件(昭和四十八年度決算の概要について) 船舶料理士の資格証明に関する条約(第六十九号)の締結について承認を求める件

六三一

の問題については、田中氏自身がみずから、自分の疑惑はみずから解きたいということを約束されておられるわけですから、政治家として当然のことであると存じますので、そういう機会が一日も早く来ることを私は期待をいたしておるわけでございます。

また、信濃川の河川敷の問題については、これは国会でもこれは問題になったわけでございます。目下建設省あるいは行政管理局においてもこれを調査するということがございますので、これに対しての処置は、国民の疑惑を受けないような適正な処置をいたしたいと考えてございます。

お答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○國務大臣(大平正芳君) 大企業に対する特別措置についての御質疑でございます。この問題につきましては、本院におきましてもたびたび申し上げております。現行の租税特別措置は企業規模——大、中、小、零細にかかわらず、特定の政策目的を達成するために、税の持つております促進的なあるいは抑止的な機能を活用する制度でございます。加藤さんがおっしゃるように、逆進的であると私は考えております。ただ、政府としても、これまたたびたび申し上げております。これが慢性化するか、あるいは既得権化するかというようなことがないように、毎年これを見直して改正をいたしておるわけでございます。今後もうそういう方針で対処してまいります。

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 韓国関係につきましては、總理大臣から御答弁がございましたので、私からはベトナムの関係について申し上げます。九十億円の南ベトナムに対する経済協力でございますが、先ほど小山議員にも申し上げたが、インドシナ半島の情勢があのようになりまして、本来の援助の目的を達し得ないと考えまして、この金額は支出をいたしてございませぬ。なお

数億円——先ほど五億円というふうにおっしゃったように承りましたが、六億円であろうかと思っております。これは国際赤十字を通じて、難民救済のために南越PRG、カンボジアに出しました金額を仰せになったと思っております。これは国際赤十字にわれわれが難民救済のために拠出をいたしましたものでございます。この九十億円をPRGに今度は援助として、経済協力として支出をすべきではないかという御指摘がございましたが、わが国はPRGを承認いたしましたけれども、まだ大使の交換等々、外交関係はそこまで進捗をいたしておりません。今後PRGとわが国とのような外交関係を持つたということにも関係いたします。また、PRG自身がこの経済協力を十分にこなすだけの行政能力を持つに至るであろうかどうかということについても、ただいまとしてははつきりいたしておりません。したがって、この点は慎重に推移を見守るべき問題であると思っております。

第三の問題は、ハノイと交渉中のさしずめ五十億円の無償援助の問題でございますが、これは先ほども申し上げましたように、二週間ほど前にビエンチャンにおいて交渉が再開されました。ただいまのところ両者ともまとめ上げたい、友好的な雰囲気が進められておりますので、遠からず御指摘のような方向で実施ができるものというふうに考えております。(拍手)

〔國務大臣飯谷忠男君登壇、拍手〕

○國務大臣(飯谷忠男君) 信濃川河川敷問題につきましては、しばしば委員会等においても御答弁を申し上げてまいりましたところでありまして、御承知のように、現在廣川処分に必要な調査を実施中であります。また、新たに行管庁の方でも調査が行われるように相なっておりますので、その処分につきましては、總理の指示等も十分に受けながら、特に慎重を期してまいりたいと存じております。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて質疑は終了いたします。

ました。

○議長(河野謙三君) 日程第二 船舶料理士の資格証明に関する条約(第六十九号)の締結について承認を求める件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長二木謙吾君。

審査報告書

船舶料理士の資格証明に関する条約(第六十九号)の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月十九日 外務委員長 二木 謙吾

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この条約は、特定の資格証明書を有していない者を海上航行船舶の船舶料理士として従事させてはならないこと等を規定したものであつて、船舶乗組員に対する衛生的かつ栄養に富んだ食事の供給を確保する見地から、妥当な措置と認められた。

一、費用
別に費用を要しない。

船舶料理士の資格証明に関する条約(第六十九号)の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年六月五日 衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

船舶料理士の資格証明に関する条約(第六十九号)の締結について承認を求めるの件
船舶料理士の資格証明に関する条約(第六十九号)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

船舶料理士の資格証明に関する条約(第六十九号)
国際労働機関の総会は、理事會によりシアトルに招集されて、千九百四十六年六月六日にその第二十八回会期として会合し、その会期の議事日程の第四議題に含まれてゐる船舶料理士の資格証明に関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであると決定して、

次の条約(引用に際しては、千九百四十六年の船舶料理士資格証明条約と称することができ。を千九百四十六年六月二十七日に採択する。

第一条

1 この条約は、公有であると私有であると問はず、営利のために貨物又は旅客の運送に従事し、かつ、この条約の適用を受ける領域において登録されている海上航行船舶について適用する。

2 この条約の適用上海上航行船舶とすべき船舶又は船舶の種類は、国内法令により、又は、このような法令がない場合には、使用者と労働者との間の労働協約により定める。

第二条

この条約の適用上、「船舶料理士」とは、船舶の乗組員のための食事の調理について直接に責任を負う者をいう。

第三条

1 次の諸条の規定に従つて与えられる船舶料理士の資格証明書を有する者以外の者をこの条約

が適用される船舶内において船舶料理士として従事させてはならない。

2 もつとも、権限のある機関は、資格証明書を有する船舶料理士が不足していると認める場合には、1の規定の適用を免除することができる。

第四条

1 権限のある機関は、試験を実施するため及び資格証明書を与えるための措置をとる。

2 資格証明書は、次の(a)から(c)までの要件を満たしている者以外の方に対して与えてはならない。

(a) 権限のある機関が定める最低年齢に達していること。

(b) 権限のある機関が定める最小限の期間海上において勤務したこと。

(c) 権限のある機関が定める試験に合格したこと。

3 所定の試験においては、受験者の食事を調理する能力についての実技試験を行う。所定の試験は、また、食品価値、変化がありかつ適切に均衡のとれた献立の作成並びに船舶内における食品の取扱い及び貯蔵に関する受験者の知識についての試験を含まなければならない。

4 所定の試験及び資格証明書は、権限のある機関が直接に、又は認められた料理人訓練学校その他の団体が権限のある機関の規制の下に、実施し及び与えることができる。

第五条

第三条の規定は、この条約が当該船舶の登録されている領域について効力を生ずる日から三年を超えない一定の期間が満了した後に、適用するものとする。ただし、当該一定の期間の満了前に料理人としての満足すべき二年間の勤務の経歴を有する海員については、当該勤務に関する証明書を資格証明書と同等なものとして認めることを国内法令に規定することができる。

第六条

権限のある機関は、他の領域において発給され

た資格証明書を承認するための措置をとることができる。

第七条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第八条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、次の諸国のうち九の国（登録された総トン数百万トン以上の船腹をそれぞれ保有する五以上の国を含むことを要する。）の批准が登録された日の後六箇月で効力を生ずる。アメリカ合衆国、アルゼンティン共和国、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ギリシャ、インド、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スウェーデン、トルコ及びユーゴスラヴィア。この規定は、加盟国によるこの条約の早期の批准を容易にし、かつ、促進するために設けられたものである。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後六箇月で効力を生ずる。

第九条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によってこの条約を廃棄することができる。その廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1に定める十年の期間が満了した後一年以内にこの条約に規定する廃棄の権利を行使しないものは、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、十年の期間が満了することにより、この条約に定める条件に従

つてこの条約を廃棄することができる。

第十条

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。

2 事務局長は、この条約が効力を生ずるために必要な最後の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第十一条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従って登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務局長に通知する。

第十二条

国際労働機関の理事会は、この条約が効力を生じた後十年の期間が満了することにより、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議する。

第十三条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第九条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第十四条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正

文とする。

以上は、千九百四十六年の最終条項改正条約によつて修正された千九百四十六年の船舶料理士資格証明条約の真正な本文である。

この条約の原本は、総会議長（ヘンリー・M・ジャクソン）及び国際労働事務局長（エドワード・J・フィラン）の署名により千九百四十六年八月三十日に認証された。

この条約は、千九百四十七年一月一日に効力を生じていない。

以上の証拠として、私は、千九百四十六年の最終条項改正条約第六条の規定に従い、修正されたこの条約の原本二通を署名により千九百四十八年八月三十一日に認証した。

国際労働事務局長

エドワード・フィラン

「二本鎌香君登壇、拍手」

○二本鎌香君 ただいま議題となりました船舶料理士の資格証明に関する条約につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この条約は、一九四六年に国際労働機関の総会で採択されたものでありまして、船舶料理士資格証明書を有していない者を船舶料理人として従事させてはならないということを定めるほか、試験の実施及び資格証明書の付与のための一定の要件等について規定しております。

なお、わが国においては、船員法及びこれに基づく省令により条約の趣旨は充足されております。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願います。

昭和五十年六月二十五日 参議院會議録第十七号

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第三 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。商工委員長林田悠紀夫君。

審査報告書

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月十九日

商工委員長 林田悠紀夫

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近のわが国中小企業をめぐる内外環境の変化にかんがみ、本法の対象業種に国民生活と関連の深い業種を追加するとともに、関連事業者との協調による総合的な構造改善事業の推進及び新規分野への進出の円滑化を図るための措置等を講じようとするもので妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、現下の経済情勢に対処し、中小企業の不況対策に万全を期するとともに、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、中小企業近代化対策をはじめ、各般にわたる中小企業施策について、その普及徹底につとめるとともに、下請代金支払遅延等防止法、いわゆる官公需法等中小企業関係諸法律の厳正な運用をはかること。

二、近代化施策については、小規模企業者にゆきわたるよう一層きめ細かな配慮をすることともに、国民生活関連業種の指定にあつては、できるだけ弾力的に運用すること。

三、近代化計画の助成にあつては、従業員の福祉向上対策に留意し、特に教育を受ける勤労青少年について就学に必要な時間を確保することともに、青少年の雇用の安定に関して必要な施策を講ずるよう検討すること。

四、新分野進出計画制度の推進にあつては、新商品の開発等の範囲を弾力的に考え、商品に、進出した新分野で事業活動が適正に確保されるよう配慮すること。

右決議する。

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年五月八日

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 前尾繁三郎

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

案

中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の実態を調査して」を「をめぐる経済事情の変化に対処してその成長発展を図るため」に、「その円滑な実施を図る」を「中小企業の構造改善を推進する」に改め、「健全な発展の下に」と国民生活の安定向上を加える。

第三条の見出しを「(中小企業近代化計画)に改め、同条第一項中「きいて」を「聴いて」に、「中小企業近代化基本計画(以下「基本計画」という。)」を「中小企業近代化計画(以下「近代化計画」という。)」に改め、同項第一号中「行なわれ」を「行われ」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次のイ又はロに該当すること。

イ 当該業種に属する中小企業の近代化を図ることが産業構造の高度化又は産業の国際競争力の強化を促進し、国民経済の健全な発展に資するため特に必要であると認められること。

ロ 当該業種に属する事業が国民生活との関連性が高い物品又は役務を供給するものであり、かつ、その業種に属する中小企業の近代化を図ることが国民生活の安定又は向上に資するため特に必要であると認められること。

第三条第二項から第四項までを次のように改める。

2 近代化計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 次のイ又はロに掲げる事項

イ 製造業にあつては、目標年度における製品の性能又は品質、生産費その他の近代化の目標及び製品の供給の見通し

ロ 製造業以外の業種にあつては、イに掲げる事項に準ずる事項

二 新商品又は新技術の開発、設備の近代化、生産又は経営の規模又は方式の適正化、競争の正常化又は取引関係の改善その他の近代化

の目標を達成するために必要な事項

三 従業員の福祉の向上、消費者の利益の増進、環境の保全その他の近代化に際し配慮すべき重要事項

3 主務大臣は、第一項の規定により近代化計画を定めたときは、その要旨を公表するとともに、当該指定業種に属する事業を行う中小企業者又は当該中小企業者を直接若しくは間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とする団体に對し、必要な指導を行うものとする。

4 主務大臣は、経済事情の変化のため必要があるとき、中小企業近代化審議会の意見を聴いて、近代化計画を変更するものとする。

第三条に次の一項を加える。

5 第三項の規定は、前項の規定により近代化計画を変更した場合に準用する。

第四条及び第五条を削り、第五条の二第一項中「指定業種のうち」の下に、「経済事情の著しい変化に対処して緊急に」を加え、「国際競争力を強化するため緊急に」を「国民経済の健全な発展又は国民生活の安定若しくは向上に資するため特に」に、「行なう」を「行う」に、「生産」を「新商品又は新技術の開発、生産」に改め、同条第二項中「前項」を「前各項及び第十八条第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加え、同条を第四条とする。

2 特定業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う中小企業者を構成員とする商工組合等(以下「特定商工組合等」という。)は、関連業種(その業種に属する事業と特定事業との関連性が高いことその他の政令で定める基準に該当するものとして主務大臣が特定業種ごとに指定する業種をいう。以下同じ。)に属する事業を行う者(以下「関連事業者」という。)又は関連事業者を構成員とする商工組合等と共同して、その特定商工組合等の構成員たる中小企業者が行う特定事業に係る構造改善事業について構造改善

計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その構造改善計画が適当である旨の承認を受けることができる。

3 構造改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 構造改善事業の目標

二 構造改善事業の内容及び実施時期

三 構造改善事業を実施するのに必要な資金の

額及びその調達方法

四 特定商工組合等が構造改善事業を実施する場合において、必要な試験研究費に充てるためその構成員又は関連事業者に対し負担金の賦課をしようとするときは、その賦課の基準主務大臣は、第一項又は第二項の承認の申請

があつた場合において、その構造改善計画が、近代化計画に定める近代化の目標を達成するにため適當なものであることその他の政令で定める基準に該當するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

第六条の前に次の一条を加える。

(中小企業新分野進出計画の承認等)

第五条 その業種に属する中小企業の供給する物品又は役務に対する需要が需給構造その他の経済事情の変化による著しい影響を受けていること

とその他の政令で定める基準に該当するため、当該業種に属する事業以外の事業の分野への進出を促進することが特に必要であるものとして当該業種に属する事業を所管する大臣が指定する業種（以下「進出促進業種」という。）に属する事業を行う中小企業者を構成員とする商工組合等は、その構成員たる中小企業者の新商品の開発等による新たな事業の分野への進出のための試験研究の実施又はその成果の企業化、需要の開拓、進出促進業種に属する事業の用に供している設備の処理その他の事業（以下「新分野進出事業」という。）について中小企業新分野進出計画（以下「新分野進出計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その新分野進出計

画が適當である旨の承認を受けることができる。

主務大臣は、前項の承認の申請があつた場合において、その新分野進出計画が、当該進出促進業種に属する事業を行う構成員たる中小企業者の能力を有効かつ適切に發揮することができ、事業の分野への進出に係るものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

第一項の承認を受けた商工組合等の構成員たる中小企業者であつてその承認に係る新分野進出計画に定める設備の処理を実施しようとするものは、設備処理計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その設備処理計画がその承認に係る新分野進出計画を円滑に実施するため適当なものである旨の承認を受けることができる。

前条第三項の規定は新分野進出計画に、同条第五項の規定は第一項又は前項の承認及びその取消しに準用する。

第六条中「実施計画」を「近代化計画」に、「若しくは前条第一項」を「第四条第二項若しくは第二項」に改め、「構造改善事業をこの下に」実施し、若しくは前条第一項の承認に係る新分野進出計画に従つて新分野進出事業を」を加える。

第七條第一項中「基本計画」を「近代化計画」に、第三條第二項第五号又は第六号の「を」を「生産者」又は経営の規模若しくは方式の適正化に関する事項又は競争の正常化若しくは取引関係の改善に関する」に、「行なう」を「行う」に改め、同條第二項中「行なう者（以下「関連事業者」という。）」を「行なう者」に、「当該関連事業者」を「当該事業を行う者」に改める。

第八條第一項中「行なう」を「行う」に、「生産性」が著しく向上し」を「近代化が著しく促進され」に基本計画を「近代化計画」に改め、同条第二項中第五條の二第一項を「第四條第一項」に、「特定産業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を含む特定事業」に、「行なう」を「行う」に、「生産性」

著しく向上する」を「近代化が著しく促進される」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「指定事業を行なう」を削り、「行なう」を「行う」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、政令で定めるところにより、第

四條第二項の承認を受けた特定商工組合等の構成員たる中小企業者であつて特定事業を行うものに對し、その者が当該承認に係る構造改善計画に従つて、指定事業を行う他の法人である中小企業者若しくは当該承認を受けた関連事業者たる法人である中小企業者と合併し、又は特定事業を行う他の法人である中小企業者に対して出資し、若しくは指定事業を行う他の中小企業者若しくは当該承認を受けた関連事業者たる中小企業者とともに出資して特定事業を行う法人（会社又は企業組合に限る。）を設立し、かつ、それにより当該特定事業を行う中小企業者の事業の近代化が著しく促進されることとなることを認

められる旨の承認をすることができる。特定事業以外の指定事業を行う中小企業者が同項の承

認を受けた特定商工組合等の構成員たる中小企業者であつて特定事業を行うものと当該承認に係る構造改善計画に従つて合併する場合であつて、その合併により当該特定事業を行う中小企業者の事業の近代化が著しく促進されることとなると認められるときにおける当該指定事業を行う中小企業者及び同項の承認を受けた関連事業者たる中小企業者が当該承認に係る構造改善計画に従つて、当該承認を受けた特定商工組合等の構成員たる法人である中小企業者であつて特定事業を行うものと合併し、又は当該特定事業を行う法人である中小企業者に対して出資し、若しくは当該特定事業を行う中小企業者とともに出資して特定事業を行う法人（会社又は企業

組合に限る。)を設立する場合であつて、その合併又は出資により当該特定事業を行う中小企業者の事業の近代化が著しく促進されることとなると認められるときにおける当該関連事業者たる中小企業者に対して、同様とする。

第九条中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の二項を加える。

2 商工組合等が、第四条第一項の承認を受けた構造改善計画若しくは第五条第一項の承認を受けた新分野進出計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員たる中小企業者に對し、又は第四条第二項の承認を受けた構造改善計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員たる中小企業者若しくは当該関連事業者たる中小企業者に對し、試験研究の実施に必要な機械装置（工具、器具及び備品を含む。）を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、当該構成員たる中小企業者又は当該関連事業者たる中小企業者がその負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、その負担金について特別償却をすることができ。

3 第五条第三項の承認を受けた中小企業者が当該承認に係る進出促進業種に属する事業の用に

ときは、租税特別措置法で定めるところによる。り、当該中小企業者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

第十七条第一項中「基本計画若しくは実施計画を『近代化計画』に」、「当該指定業種に属する事業を行なう」を「当該指定事業を行う」に改め、同条第二項中「関連事業者」を「当該中小企業者の事業と競合し又は関連する事業を行う者」に、「当該関連事業者」を「当該事業を行う者」に改め、同条第三項中「第五条の二第二項」を「第四条第一項又は第二項」に、「商工組合等に対し」を「特定商工組合等に対し」に改め、「実施状況について」の下に「第五条第一項の承認を受けた商工組合等

昭和五十年六月二十五日 参議院會議録第十七号

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

に對し新分野進出事業の実施状況について」を加える。

第十八条を次のように改める。

(主務大臣等)

第十八条 この法律における主務大臣は、当該指定事業を所管する大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項に関しては、当該各号に定める大臣とする。

一 第五条第一項若しくは第三項の承認又は新分野進出事業の実施状況に係る前条第三項の報告の徴収 当該進出促進事業に属する事業を所管する大臣及び当該新分野進出事業によつて進出しようとする事業を所管する大臣

二 第七条第二項の報告、第十条第一項の指導又は前条第二項の報告の徴収 当該報告、指導又は報告の徴収の対象となる者の行う事業を所管する大臣(その対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その対象となる者の行う事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣)

2 主務大臣は、第四条第二項の指定又は承認をしようとするときは、当該関連事業に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正前の第五条の二第二項又は第八条第二項若しくは第三項の規定によつてした承認であつてこの法律の施行の際現にその効力を有するものは、それぞれ改正後の第四条第一項又は第八条第二項若しくは第四項の規定によつてしたものとみなす。

(地方税法の一部改正等)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第十号を次のように改める。

十 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号) 第四條第一項若しくは第二項若しくは沖繩振興開発特別措置法第二十条第一項若しくは第二項の規定による承認を受けた構造改善計画に従つて実施される構造改善事業又は中小企業近代化促進法第五條第一項の規定による承認を受けた新分野進出計画に従つて実施される新分野進出事業の用に供する土地で政令で定めるもの

2 前項の規定による改正後の地方税法第五百八十六條第二項第十号の規定中土地に對して課する特別土地保有税に關する部分は、昭和五十一年度分から適用し、昭和五十年年度分までの土地に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 第一項の規定による改正後の地方税法第五百八十六條第二項第十号の規定中土地の取得に對して課する特別土地保有税に關する部分は、この法律の施行の日以後の土地の取得に對して適用し、同日前の土地の取得に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 地方税法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四章中第六節を第七節とし、第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える改正規定中第七百一十條の三十四第三項第二十一号に係る部分を次のように改める。

二十一 中小企業近代化促進法第四條第一項若しくは第二項の規定による承認を受けた構造改善計画に従つて実施される構造改善事業又は同法第五條第一項の規定による承認を受けた新分野進出計画に従つて実施される新分野進出事業の用に供する施設で政

令で定めるもの

(中小企業信用保険法の一部改正)

第五條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第二号中「事業を行なう」を「事業、同法第四條第二項の承認を受けた構造改善計画に係る構造改善事業又は同法第五條第一項の承認を受けた新分野進出計画に係る新分野進出事業を行う」に改める。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正等)

第六條 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「きいて」を「聴いて」に、「近代化基本計画」を「近代化計画」に改め、同項第一号中「行なわれ」を「行われ」に改め、同項第二号中「生産性の向上」を「近代化」に改め、同項第二項中「第四項まで、第四條及び第五條」を「第五項まで」に、「近代化基本計画」を「近代化計画」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「行なう」を「行う」に、「第四條第一項、第五條第一項」を「第三條第四項」に改める。

第二十條第一項中「行なう」を「行う」に、「に」を「及び次条において」に改め、「構造改善に関する事業」の下に「(以下この条において「構造改善事業」という。))」を加え、同條第二項中「第五條の二第二項の規定は前項」を「第四條第三項から第五項までの規定は第一項又は第二項」に、「及び第三項の規定は前項の承認を受けた商工組合等」を「から第四項までの規定は第一項又は第二項の承認を受けた特定商工組合等」に、「行なうもの」を「行うもの及び同項の承認を受けた関連事業者たる中小企業者」に、「前項の承認を受けた商工組合等」を「第一項又は第二項の承認を受けた商工組合等及び同項の承認を受けた関連事業者」に改め、同項を同條第四項とし、同條第

六三六

一項の次に次の二項を加える。

2 特定業種に属する事業を行う沖繩の中小企業者を構成員とする商工組合等(以下この条及び次条において「特定商工組合等」という。))は、関連業種(その業種に属する事業と特定業種に属する事業との関連性が高いことその他の政令で定める基準に該当するものとして関係行政機関の長が特定業種ごとに指定する業種をいう。以下この条において同じ。)に属する事業を行う者(以下この条及び次条において「関連事業者」という。))又は関連事業者を構成員とする商工組合等と共同して、その特定商工組合等の構成員たる中小企業者が行う特定業種に属する事業に係る構造改善事業について構造改善計画を作成し、これを関係行政機関の長に提出して、その構造改善計画が適当である旨の承認を受けることができる。

3 関係行政機関の長は、前項の指定又は承認をしようとするときは、当該関連業種に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。

第二十一條第一項中「第八條第四項」を「第八條第五項」に改め、同項第一号中「第三項又は前條第二項」を「第四項又は前條第四項」に、「若しくは第三項の承認」を「から第四項までの承認」に改め、同項第二号中「前條第二項」を「前條第四項」に、「第八條第二項」を「第八條第二項若しくは第三項」に改め、同條第二項中「行なう」を「行う」に、「第九條」を「第九條第一項」に改め、同條第三項中「行なう」を「行う」に、「について」を「及び前條第二項の承認を受けた関連事業者たる中小企業者(関連事業者を構成員とする同項の承認を受けた商工組合等のうち同法第二條第一項第二号及び第四号から第七号までに掲げるものに該当するものを含む。))について、これらの者に改める。

第五十七條第一項中「第二十條第二項」を「第二十條第四項」に改める。

2 前項の規定による改正前の沖繩振興開発特別措置法第十九条第二項において準用する改正前の中小企業近代化促進法第八条第一項又は第三項の規定によつてした承認であつてこの法律の施行の際現にその効力を有するものは、前項の規定による改正後の沖繩振興開発特別措置法第十九条第二項において準用する改正後の中小企業近代化促進法第八条第一項又は第四項の規定によつてしたもののみならず。

3 この法律の施行前にした行為に対する沖繩振興開発特別措置法の罰則の適用については、なお従前の例による。

〔林田修紀夫君登壇、拍手〕

○林田修紀夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、中小企業をめぐり環境の変化に対応しつつ、業種業態に応じた中小企業の近代化を促進するため、本法の近代化施策の対象業種に国民生活との関連性の高い業種を加えること、特定業種に属する中小企業者が行う構造改善事業を関連事業者と共同して実施できるようにすること、中小企業の新規分野への進出の円滑化を図ること等を主たる内容とするものであります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、本法改正の背景、今日までの中小企業の近代化及び構造改善事業の成果、小規模企業者に対する近代化のための具体的施策を初め、中小企業の現況及び今後の不況対策、大企業の中小企業分野進出等、各般の問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、中小企業関係諸法律の厳正な運用、近代化施策の小規模企業者への一層の配慮、従業員福祉向上対策の強化、新分野進出先

での事業活動の適正な確保等について政府は努力すべき旨の附帯決議が附されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第四 航空法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十五回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。運輸委員長宮崎正義君。

審査報告書

航空法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月十九日

運輸委員長 宮崎 正義
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、航空機の高速化及び航空交通量の増大の傾向にかんがみ、さらに航空交通の安全を図るため、航空機の運航方法に関する規制を強化し、航空機に装備すべき装置の範囲を拡大するとともに、航空機の騒音の減少を図るため、騒音基準適合証明制度を定める等所要の改正を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

航空法の一部を改正する法律案

第七十一回国会、第七十二回国会、第七十三回国会及び第七十四回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を可決したからこれを送付する。

昭和五十年三月二十七日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

航空法の一部を改正する法律案

航空法の一部を改正する法律

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十九条」を「第九十九条の二」に、「第二百三十七条」を「第二百三十七条の二」に改める。

第一条中「安全」の下に「及び航空機の航行に起因する障害の防止」を加え、「定め、及び」を「定め、並びに」に改める。

第二条第二項中「含み、航空機の操縦の練習を除く」を「含み」、「第十九条本文」を「第十九条第一項本文」に改め、同条第六項中「計器飛行」を「計器着陸装置を利用して行なう着陸又は精密進入レーダーを用いて行なう着陸」に改め、同条第十三項から第十五項までを次のように改める。

13 この法律において「計器気象状態」とは、規程及び雲の状況を考慮して運輸省令で定める視界上不良な気象状態をいう。

14 この法律において「計器飛行」とは、航空機の姿勢、高度、位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行なう飛行をいう。

15 この法律において「計器飛行方式」とは、左に掲げる飛行の方式をいう。

一 第十二項の運輸大臣が指定する飛行場からの離陸及びこれに引き続く上昇飛行又は同項の運輸大臣が指定する飛行場への着陸及びそのための降下飛行を、運輸大臣が定める経路又は第九十六条第一項の規定により運輸大臣が与える指示による経路により、かつ、その他の飛行の方法について同項の規定により運輸大臣が与える指示に常時従つて行なう飛行の方式

二 前号に規定する飛行以外の航空交通管制区における飛行を第九十六条第一項の規定により運輸大臣が経路その他の飛行の方法について与える指示に常時従つて行なう飛行の方式

第二条中第十六項を削り、第十七項を第十六項とし、第十八項から第二十一項までを一項ずつ繰り上げる。

第十一条中「第十条第一項又は前条第一項の」を「有効な」に、「受けたもの」を「受けているもの」に改め、同条に次の二項を加える。

2 航空機は、その受けている耐空証明において指定された航空機の用途又は運用限界の範囲内でなければ、航空の用に供してはならない。

3 第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第十六条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第十一条第一項ただし書の規定は、第一項本文の場合に準用する。

第十九条に次の一項を加える。

2 第十一条第一項ただし書の規定は、前項本文

の場合に準用する。

第二十條を次のように改める。

(騒音基準適合証明)

第二十條 運輸大臣は、申請により、航空機の種類、装備する発動機の種類及び最大離陸重量の範囲が運輸省令で定めるものである航空機で第二十條第一項の耐空証明を受けているものについて騒音基準適合証明を行なう。

2 騒音基準適合証明は、運輸省令で定める航空機の運用限界を指定して行なう。

3 運輸大臣は、第一項の申請があつたときは、当該航空機の騒音が、運輸省令で定める基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、騒音基準適合証明をしなければならない。

4 騒音基準適合証明は、申請者に騒音基準適合証明書を交付することによつて行なう。

第二十條の次に次の四條を加える。

第二十條の二 前条第一項に規定する航空機は、有効な騒音基準適合証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない。

2 航空機は、その受けている騒音基準適合証明において指定された航空機の運用限界の範囲内でなければ、航空の用に供してはならない。

3 第十一條第一項ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。

第二十條の三 左に掲げる航空機は、前条第一項の規定にかかわらず、騒音基準適合証明を受け

ないでも、航空の用に供してもよい。

一 第二十條第一項の運輸省令の制定又は改正があつた場合において、その施行の際現に耐空証明を受けており、新たに同項に規定する航空機に該当することとなる航空機で、その騒音が同条第三項の基準に適合するように改造することが困難であると運輸大臣が認定した型式の航空機であるもの

二 第二十條第一項の運輸省令の制定又は改正があつた場合において、その施行後に耐空証明を受けた前号の型式の航空機で、その型式について、当該型式の航空機と同等又はこれに準ずる輸送能力及び性能を有し、かつ、その騒音が同条第三項の基準に適合する他の型式の航空機が実用化されていないと運輸大臣が認定した航空機であるもの

2 第二十條第三項の運輸省令の改正により同項の基準が強化された場合において、その施行前に受けた騒音基準適合証明は、なおその効力を有する。ただし、その騒音が同項の強化された基準に適合するように改造することが困難でないと運輸大臣が認定した型式の航空機について受けた騒音基準適合証明については、この限りでない。

3 第二十條第三項の運輸省令の改正により同項の基準が強化された場合において、前項の規定によりその受けた騒音基準適合証明がなお効力を有することとされた航空機及びこれと同一の

型式の航空機についてその後行なう騒音基準適合証明に係る同条第三項の基準は、なお従前の例による。

(騒音基準適合証明の効力の停止等)

第二十條の四 運輸大臣は、第二十條第三項、次条第一項又は第百三十四條第二項の検査の結果、当該航空機又は当該型式の航空機の騒音が第二十條第三項の基準に適合せず、又は当該航空機若しくは当該型式の航空機に係る耐空証明の有効期間の満了前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該航空機又は当該型式の航空機の騒音基準適合証明の効力を停止し、若しくは有効期間を定め、又は同条第二項の規定により指定した運用限界を変更することができる。

2 騒音基準適合証明は、当該騒音基準適合証明に係る航空機の耐空証明の有効期間が満了し、又は当該耐空証明が失効したときは、その効力を失う。

(騒音関係修理改造検査)

第二十條の五 騒音基準適合証明のある航空機の使用者は、当該航空機について運輸省令で定める騒音に影響を及ぼすおそれのある修理又は改造をした場合には、運輸大臣の検査を受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

2 第十一條第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

3 運輸大臣は、第一項の検査の結果、当該航空機の騒音が第二十條第三項の基準に適合すると認めるときは、これを合格としなければならない。

4 第二十條の三第三項の規定は、第一項の検査を行なう場合の第二十條第三項の基準について準用する。

第二十一條中「及び型式証明書」を「型式証明書及び騒音基準適合証明書」に、「及び予備品証明」を「予備品証明、騒音基準適合証明及び前条第一項の検査」に改める。

第二十八條第三項中「以下同じ。」を削る。

第三十四條第一項及び第二項を次のように改める。

事業用操縦士又は自家用操縦士の資格についての技能証明を有する者は、その使用する航空機の種類に係る左に掲げる飛行の技能について運輸大臣の行なう計器飛行証明を受けていなければ、左に掲げる飛行を行なつてはならない。

一 計器飛行

二 計器飛行以外の航空機の位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行なう飛行(以下「計器航法による飛行」という。)で運輸省令で定める距離又は時間をこえて行なうもの

三 計器飛行方式による飛行

2 左に掲げる操縦の練習を行なう者に対しては、その使用する航空機を操縦することができ技能証明及び航空身体検査証明を有し、か

を受けた場合は、この限りでない。

2 航空運送事業の用に供する航空機は、運輸省

令で定めるところにより、飛行記録装置その他の航空機の運航の状況を記録するための装置を装備し、及び作動させなければ、これを航空の用に供してはならない。ただし、運輸大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

3 航空運送事業を経営する者は、運輸省令で定めるところにより前項の装置による記録を保存しなければならない。

第六十六条第一項の表中「第六十条の規定により無線設備(運輸省令で定めるものを除く。)を設置しなければならない」を「第六十条、第六十一条又は第六十一条の二第一項の規定により無線設備(受信のみを目的とするものを除く。)を装備して飛行し、又は航行する」に改め、「認められるもの」の下に「並びに慣性航法装置その他の運輸省令で定める航空機の位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出のための装置を装備するもの」を加える。

第六十七条第二項中「航空機乗組員(航空機に乗り組んでその運航に従事する航空従事者をいう。以下同じ。)」を「航空従事者は、航空機に乗り組んで」に改める。

第六十八条中「その使用する航空機の航空機乗組員を航空機の運航」を「航空従事者をその使用する航空機に乗り組ませて航空業務」に改める。

第六十九条中「航空機乗組員」の下に「(航空機に乗り組んで航空業務を行なう者をいう。以下同

じ。)」を加える。

第七十一条の次に次の一条を加える。

(操縦者の見張り義務)

第七十一条の二 航空機の操縦を行なっている者

(航空機の操縦の練習をし又は計器飛行等の練習をするためその操縦を行なっている場合で、その練習を監督する者が同乗しているときは、その者)は、航空機の航行中は、第九十六条第一

項の規定による運輸大臣の指示に従っている航行であるとなじにかかわらず、当該航空機外の物件を視認できない気象状態の下にある場合を除き、他の航空機その他の物件と衝突しないように見張りをしなければならない。

第七十五条を次のように改める。

第七十五条 機長は、航空機の航行中、その航空機に急迫した危険が生じた場合には、旅客の救助及び地上又は水上の人又は物件に対する危険の防止に必要な手段を尽くさなければならない。

第七十六条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 他の航空機との接触

第七十六条の次に次の一条を加える。

第七十六条の二 機長は、飛行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めたときは、運輸省令で定めるところにより運輸大臣にその旨を報告しなければならない。

第八十二条に次の二項を加える。

2 航空機は、航空交通管制区内にある航空路の

空域(第九十四条の二第一項に規定する特別管制空域を除く。)のうち運輸大臣が告示で指定する航空交通がふくそうする空域を計器飛行方式によらないで飛行する場合は、高度を変更してはならない。ただし、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 離陸した後引き続き上昇飛行を行なう場合

二 着陸するため降下飛行を行なう場合

三 悪天候を避けるため必要がある場合であつて、当該空域外に出るいとまがないとき、又は航行の安全上当該空域内での飛行を維持する必要があるとき。

四 その他やむを得ない事由がある場合

3 運輸大臣は、前項の空域(以下「高度変更禁止空域」という。)ごとに、同項の規定による規制が適用される時間を告示で指定することができる。

第八十二条の次に次の一条を加える。

(航空交通管制圏等における速度の制限)

第八十二条の二 航空機は、左に掲げる空域においては、運輸省令で定める速度をこえる速度で飛行してはならない。ただし、運輸大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 航空交通管制圏

二 第九十六条第三項第四号に規定する進入管制区のうち航空交通管制圏に接続する部分の運輸大臣が告示で指定する空域

第八十七条第一項中「航空機乗組員」を「航空従事者」に改める。

第九十一条の見出しを「(曲技飛行等)」に改め、

同条中「五千メートル(七千三百メートル以上の高さの空域にあつては、八千メートル)」を「運輸省令で定める距離」に、「その他の曲技飛行」を「その他の運輸省令で定める曲技飛行、航空機の試験をする飛行又は運輸省令で定める著しい高速の飛行(以下「曲技飛行等」という。)」に、「航空路」を「航空交通管制区」に改め、同条に次の一項を加える。

2 航空機が曲技飛行等を行なおうとするときは、当該航空機の操縦を行なっている者(航空機の操縦の練習をするためその操縦を行なっている場合で、その練習を監督する者が同乗しているときは、その者)は、あらかじめ当該飛行に

より附近にある他の航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがないことを確認しなければならない。

第九十二条から第九十五条までを次のように改める。

(操縦練習飛行等)

第九十二条 航空機は、航空交通管制区又は航空交通管制圏においては、左に掲げる飛行(曲技飛行等を除く。)を行なつてはならない。ただし、運輸大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 操縦技能証明(自衛隊法(昭和二十九年法律

第百六十五号) 第百七条第五項の規定に基づき定められた自衛隊の使用する航空機に乗り組んで操縦に従事する者の技能に関する基準による操縦技能証明に相当するものを含む。

次に掲げる飛行を含む。次号において同じ。をを受けていない者が航空機に乗り組んで操縦の練習をする飛行

二 操縦技能証明を有する者が当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機以外の航空機に乗り組んで操縦の練習をする飛行

三 航空機の姿勢をひんばんに変更する飛行その他の航空交通の安全を阻害するおそれのある飛行で運輸省令で定めるもの

2 前条第二項の規定は、航空機が前項第三号に掲げる飛行(これに該当する同項第一号又は第二号に掲げる飛行を含む。)を行なうとする場合に準用する。

(計器飛行及び計器航法による飛行)

第九十三条 航空機は、地上物標を利用してその位置及び針路を知ることができるときは、計器飛行又は計器航法による飛行を行なつてはならない。

(計器気象状態における飛行)

第九十四条 航空機は、計器気象状態においては、航空交通管制区又は航空交通管制圏にあつては計器飛行方式により飛行しなければならない。ただし、予測することができない急激な天候の悪化その他のやむを得ない事由がある場合

又は運輸大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(計器飛行方式による飛行)

第九十四条の二 航空機は、航空交通管制区又は航空交通管制圏のうち運輸大臣が告示で指定する空域(以下「特別管制空域」という。)においては、計器飛行方式によらなければ飛行してはならない。ただし、運輸大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 第八十二条第三項の規定は、前項の規定による規制について準用する。

(航空交通管制圏における飛行)

第九十五条 航空機は、航空交通管制圏においては、左に掲げる飛行以外の飛行を行なつてはならない。ただし、運輸大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 当該航空交通管制圏に係る飛行場からの離陸及びこれに引き続く飛行(当該航空交通管制圏外に出た後再び当該航空交通管制圏において行なう飛行を除く。)

二 当該航空交通管制圏に係る飛行場への着陸及びその着陸のための飛行

第九十六条 次の一項を加える。

3 航空機は、左に掲げる航行を行なう場合は、第一項の規定による運輸大臣の指示を受けるため、運輸省令で定めるところにより運輸大臣に連絡したうえ、これらの航行を行なわなければならない。

一 航空交通管制圏に係る飛行場からの離陸及び当該航空交通管制圏におけるこれに引き続く上昇飛行

二 航空交通管制圏に係る飛行場への着陸及び当該航空交通管制圏におけるその着陸のための降下飛行

三 前二号に掲げる航行以外の航空交通管制圏における航行

四 第一号に掲げる飛行に引き続く上昇飛行又は第二号に掲げる飛行に先行する降下飛行が行なわれる航空交通管制区のうち運輸大臣が告示で指定する空域(以下「進入管制区」という。)における計器飛行方式による飛行

五 前号に掲げる飛行以外の航空交通管制区における計器飛行方式による飛行

六 航空交通管制区内の特別管制空域における第九十四条の二第一項ただし書の許可を受けてする計器飛行方式によらない飛行

第六章第九十九条の次に次の一条を加える。

(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)
第九十九条の二 何人も、航空交通管制圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為(物件

の設置及び植栽を除く。)で運輸省令で定めるものをしなくてはならない。ただし、運輸大臣が、当該行為について、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものであると認めて許可をした場合は、この限りでない。

2 前項の空域以外の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為(物件の設置及び植栽を除く。)で運輸省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を運輸大臣に通報しなければならない。

第百三十一条中「及びその航空機の」を「騒音及び」に、「第十一條」を「第十一條第一項若しくは第二項、第二十條の二第一項若しくは第二項、第二十條の三第一項に、又は第九十五条」を、「第九十二条第一項、第百三十四条第一項、第百四十三条又は第百五十條」に改め、「耐空証明書」の下に、「第二十條第一項の規定による騒音基準適合証明、同条第四項の騒音基準適合証明書」を加える。

第百三十四条の二を削る。

第百三十五条の表五の項の次に次のように加える。

五の二 第二十條第一項の騒音基準適合証明を申請する者
三十八万三千三百円。ただし、本邦外において検査を行なう場合は、三十八万三千三百円の範囲内で政令で定める金額に
五の三 第二十條の五第一項の騒音関係修理改造検査を受けようとする者
二十七万四千九百円。ただし、本邦外において検査を行なう場合は、二十七万四千九百円の範囲内で政令で定める金額に政令で定める金額を加算した額

昭和五十年六月二十五日 参議院會議録第十七号

航空法の一部を改正する法律案

六四二

第三百三十五條の表九の項中「第三十五條」を「第三十五條第一項第一号」に改め、同表十の項中「耐空証明書」の下に「騒音基準適合証明書」を加える。

第三百三十七條第三項第一号を次のように改める。

一 第九十四條ただし書、第九十四條の二第一項ただし書、第九十五條ただし書、第九十六條第一項及び第三項並びに第九十七條第一項に規定する事項であつて、政令で定める飛行場の航空交通管制圏及びこれに接続する政令で定める進入管制区に係るもの。

第九章中第三百三十七條の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第三百三十七條の二 この法律の規定に基づき運輸省令を制定し、又は改廃する場合においては、運輸省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四百四十三條第一号中「第十一條」を「第十一條第一項又は第二項」に改め、「受けないで」の下に「又は耐空証明において指定された用途若しくは運用限界の範囲をこえて」を加え、同条に次の二号を加える。

四 第二十條の二第二項又は第二項の規定に違反して、騒音基準適合証明を受けないで、又は騒音基準適合証明において指定された運用限界の範囲をこえて、当該航空機を航空の用に供したとき。

五 第二十條の五第一項の規定に違反して、同項の規定による検査に合格しないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

第四百四十五條第四号中「第五十九條」を「第五十九條第一項又は第二項」に、同条第五号中「無線設備を設置しないで、航空機を航空の用に供した」を「航空機の姿勢、高度、位置又は針路を測定する

ための装置を装備しないで、航空機を飛行させたに改め、同条第七号を削り、同条第六号中「第六十一條」を「第六十二條」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号の次に次の四号を加える。

六 第六十一條の規定に違反して、航空交通の安全を確保するための装置を装備しないで、航空機を航行させたとき。

六の二 第六十一條の二第二項の規定に違反して、無線電話、計器着陸装置を利用するための装置又は雲の状況を探知するためのレーダーを装備しないで、航空機を航行させたとき。

六の三 第六十一條の二第二項の規定に違反して、航空機の運航の状況を記録するための装置を装備しないで、又はこれを作動させないで、航空機を航空の用に供したとき。

六の四 第六十一條の二第三項の規定に違反して、航空機の運航の状況を記録するための装置による記録を保存しなかつたとき。

第四百四十五條第十一号中「航空機乗組員を航空機の運航」を「航空従事者を航空業務」に改める。

第五百五十條第一号の三中「計器飛行」を「計器飛行等」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の四 第三十五條第二項(第三十五條の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、操縦の練習又は計器飛行等の練習の監督を行なつた者。

第五百五十條第四号中「第三十五條第四項」を「第三十五條第五項」に改め、同条第九号及び第十号を削り、同条第十一号を同条第九号とし、同条に次の一号を加える。

十 第九十九條の二第二項の規定に違反して、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の運輸省令で定めるものをした者。

第五百五十二條中「自己の指揮する航空機を去つた」を「旅客の救助又は人若しくは物件に対する危険の防止に必要な手段を尽くさなかつた」に改める。

第五百五十四條第一項第二号中「第八十條から第八十三條まで」を「第八十條、第八十一條、第八十二條第一項若しくは第二項、第八十二條の二又は第八十三條」に改め、同項第五号中「第九十一條」を「第九十一條第一項」に、「曲技飛行」を「曲技飛行等」に改め、同号の次に次の二号を加える。

五の二 第九十一條第二項(第九十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、確認しなかつたとき。

五の三 第九十二條第一項の規定に違反して、航空機を運航したとき。

第五百五十四條第一項第六号中「第九十四條」を「第九十三條」に改め、「計器飛行」の下に「又は計器航行による飛行」を加え、同項第六号の二中「第九十四條の二」を「第九十四條の二第一項」に改め、同条を同項第六号の三とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第九十四條の規定に違反して、計器気象状態において航空機を運航したとき。

第五百五十四條第一項第七号中「計器飛行方式により」を「航空交通管制圏において」に改め、同項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 第九十六條第三項の規定による連絡をせず、又は虚偽の連絡をしたとき。

第五百五十九條中「関して」の下に「、第四百四十三條」を加える。

第六百六十一條第三号中「第三百三十四條の二」を「第九十九條の二第二項」に改める。

別表中「第九十九條本文」を「第九十九條第一項本文」に改める。

3 改正前の第三十五條第一項の規定によりした許可は、改正後の第三十五條第一項第一号の規定によりした許可とみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(運輸省設置法の一部改正)

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の二第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 航空機の騒音基準適合証明に関すること。

第五十五條の二第三号の次に次の一号を加える。

三の二 航空機の騒音基準適合証明に関すること。

(電波法の一部改正)

6 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第四項中「第六十條各号の一に該当する」を「第六十一條又は第六十一條の二第一項の規定により無線設備を設置しなければならぬ」に改める。

第十三條第二項中「第六十條に掲げる場合に該当する」を「第六十一條又は第六十一條の二第一項の規定により無線設備を設置しなければならぬ」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律の一部改正)

7 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊の地位

に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二項中「第二十條第一項」を「第二十條の二」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

8 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第百七條第一項中「第二十條第一項」を「第二十條の二」に改め、「第九十五條」を削り、同條第四項中「第七十九條から第八十一條まで」を「第七十六條の二、第七十九條から第八十一條まで、第八十二條第二項、第八十二條の二」に、「及び第九十一條」を「第九十一條、第九十二條(第一項第三号に係る部分に限る。)、及び第九十九條の二第一項」に改め、「従事する者」の下に「並びに自衛隊の行なう同法第九十九條の二第一項に規定する行為」を加える。

(交通安全対策基本法の一部改正)

9 交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第二條第九号中「第六十七條第二項」を「第六十九條」に改める。

〔宮崎正義君登壇、拍手〕

○宮崎正義君 ただいま議題となりました航空法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における航空機の大増大及び航空交通量の増大に対処して、航空交通の安全を確保するとともに、航空機の騒音の減少を図るため必要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、航空機の衝突事故を防止するため、航空交通管制を行う空域において操縦練習飛行、曲技飛行等の特殊な飛行を原則として禁止するとともに、一定の空域における航空機の高高度変更の禁止、速度の制限等を行うなど航空機の運航に関する規制を強化すること。

第二に、航空機の操縦者の見張り義務を明確化するとともに、航空機の異常接近が発生した場合の報告を義務づけること。

第三に、一定の航空機には、航空交通管制用自動応答装置、気象レーダー、飛行記録装置等の装備を義務づけること。

第四に、自衛隊機に対する規制を強化することとし、以上述べました第一から第三までの規制を、原則として自衛隊機にも適用すること。

第五に、航空機の操縦を練習する方法に関する規制を強化すること。

第六に、一定の航空機は、騒音基準適合証明を受けているものでなければ、原則として航空の用に供してはならないこととしております。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取、現地視察を行うなど慎重に審査いたしました。

が、質疑の主なるものは、墜落事故後の航空交通安全対策の実施状況、民間機の航行安全確保の見地から見た米軍機及び自衛隊機との関係、第三次空港整備計画の構想と今後の航空政策、航空機騒音対策についての諸問題、その他航空問題全般にわたる熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩間委員より反対、自由民主党を代表して黒住委員より賛成の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) この際、お諮りいたします。

航空法の一部を改正する法律案、議事日程追加の件、承認を求めるの件(鉄道労働組合関係)外八件

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(鉄道労働組合関係)

同(国鉄労働組合関係)

同(国鉄動力車労働組合関係)

同(全国鉄施設労働組合関係)

同(全国鉄動力車労働組合連合会関係)

同(日本電信電話労働組合関係)

同(全国電気通信労働組合関係)

同(全日本郵政労働組合関係)

同(全通信労働組合関係)

(いずれも衆議院送付)

以上九件は、提出者要求のとおり委員会の審査を省略し、日程に追加して、一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。提出者の趣旨説明を求めます。長谷川労働大臣。

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(鉄道労働組合関係)

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十年六月二十四日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

(鉄道労働組合関係)

昭和五十年六月九日

年裁裁第436号

(鉄道労働組合関係)

年裁裁第436号

裁 裁 定 書

公共企業体等労働関係法

東京労働組合

東京労働組合

東京労働組合

東京労働組合

東京労働組合

東京労働組合

東京労働組合

東京労働組合

東京労働組合

東京労働組合

東京労働組合

東京労働組合

東京労働組合

東京労働組合

昭和五十年六月二十五日 参議院各議案第十号 公営企業は労働関係法第十六条第二項の改正に関する件(参議院労働関係法)外入件

公営企業は労働関係法第十六条第二項の改正に関する件(参議院労働関係法)外入件

六四四

どの問題をめぐって労使委員の意見が対立し、5月10日、調停は不調となり、同日、公共企業体等労働委員会の決議によって、その処理が仲裁に移された。

委員会においては、労働者側は、民間賃金の動向、実質賃金の維持及び国家公務員給与・民間賃金との格差是正を考慮して定期昇給分を含め15%以上の賃金引上げをすべきであると主張したのに対し、使用者側は、民間賃金の動向に従って13%程度の賃金引上げにとどめるべきであると主張した。

(2) 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向や国家公務員給与、民間賃金の状況について労使の主張を含め検討を行うとともに、企業体の経理状況などについても検討を加えた。

(3) 生計費の動向については、委員会は、消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)が、昭和49年度平均の上昇率では21.8%であったが、本年8月の対前年同月上昇率では14.2%であったことに注目した。

(4) 国家公務員の給与との比較の問題については、公共企業体等の職員の賃金水準と国家公務員のそれとの間に格差が存在するか否かをめぐって、労使間に意見の食い違いがあつたが、この点について、使用者側は、委員会の判断にまづとの態度を表明した。

委員会としては、本問題について、あらためて利用可能な資料により種々の角度から検討を行った結果、昭和49年の賃金引上げ前の賃金水準については、全体として特段の措置を要する程の差は認められなかつたが、同年の仲裁裁定後に行われた人事院勧告において、官民給与格差算定方式が変更されたことに伴い国家公務員の給与引上げ率に若干のゾラが生じたため、公共企業体等の職員と国家公務員との賃金引上げ率に従来以上の差が

みられたこと、また、このことが労使間で問題として提起された事実を、この際考慮すべきものと判断した。

(5) 民間賃金水準との比較の問題については、比較の対象をいかなる企業規模のものとするかなどについて、労働者側と使用者側との間に意見の食い違いがみられた。

昭和49年賃金構造基本統計調査を用いて従来どおり企業規模100人以上を基礎とし、性別、学歴別、年令別の労働者構成を同じにして比較する限り、公共企業体等の職員の賃金水準については民間産業のそれとの間に格別措置すべき差は生じていない。

しかしながら、賃金水準比較の方法に関しては、企業規模、勤続年数要素などの取扱いをめぐって種々の問題があり、雇用・労働条件、労働者構成、賃金体系等の異なる労働者間の賃金比較をいかなる方法で行えば、より適切かつ説得的なものになるかについて現時点で最終的な結論を出すことは困難であるといわざるを得ない。これらの賃金水準比較の問題については、なお今後労使間で慎重に検討されることを要する。

委員会としては、このような賃金水準比較の問題に関連して、昭和49年の民間産業の賃金引上げ率と公共企業体等のそれとの間に差があつたことが、今回、労使間で問題として提起された事実を、この際考慮することが妥当であると考えた。

(6) 民間産業における今年の賃金引上げ状況については、委員会は、一般に賃金引上げ額よりも引上げ率を重視する傾向が強まつたことに注目し、民間賃金の動向について検討を行った結果、賃金引上げ率の平均は定期昇給分を含め13.3%程度になるものと推定した。

(7) 委員会は、前記の生計費、国家公務員給与、民間賃金などとともに、企業経営の状況についても検討を行った。しかし、公共企業

体等の職員の賃金については、これらの諸条件のうち、民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であり、かつ、今回は前記の賃金比較問題をも考慮することが適当であると判断して、主文第1項のとおり裁定した。

新賃金の実施時期については、本年4月1日以降実施を求める組合の主張に対して当局も反対していないので、主文第1項のとおりとした。

(8) 主文第1項の原資の配分については、労使間の協議によって決定することとし、その協議は労使において早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう、特に要望する。

準職員の賃金については、職員に準じ労使間の協議により決定されてきた経緯もあるので、主文第2項のとおりとした。

3 臨時雇用員の賃金の問題については、特に主文では触れなかつたが、労使間の協議によって処理することを期待する。

4 本裁定による賃金引上げ原資のねん出については、委員会は、関係政府機関の格別の配慮を期待するとともに、労使双方に対し、生産性の向上、経費の節減などについて特段の努力を要する。

なお、この際委員会は、今回の紛争において実質賃金の維持の問題が重要な焦点となつたことにかんがみ、政府が物価安定に、より積極的な努力を傾けることを、切に期待するものである。

昭和50年6月9日

公共企業体等労働委員会
鉄労50年新賃金仲裁委員会

委員長 幸村 光郎
委員 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 運治
委員 市原昌三郎

委員 岡谷三喜男
委員 井橋 尚道

事 由

一 昭和五十年三月三日鉄道労働組合(以下「組合」という。)は、昭和五十年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本国有鉄道に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十年五月二日組合の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月十日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月九日仲裁裁定(第四四三三六号)を行った。

二 右裁定第一項の実施については、目下検討中であり、現状においては、その実施が予算上可能であるとは断定できなかつたので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するもの認めらる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求める件(国鉄労働組合関係)
右は本議に基づき承認することを議決した。
よつて国鉄法第八十三条より交付する。
昭和五十年六月二十四日

参議院議長 岸 信行
参議院議員 堀江 三郎

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求める件
(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求める。
よつて、国会の承認を求める。

昭和50年6月9日
仲裁裁定第441号

(国鉄労働組合関係)

仲 裁 裁 定 書
公共企業体等労働委員会
仲裁裁定第 441 号

裁定

關係當事者

東京都千代田区丸の内1丁目6番5号

日本国有鉄道

秘 裁 藤井松太郎

東京都千代田区丸の内1丁目11番4号

国鉄労働組合

中央執行委員長 村上 義光

昭和50年5月7日日本国有鉄道から調停申請があり、同年5月10日、公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和50年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下「委員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主文

日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員（昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。）の基準内賃金を、昭和50年4月1日以降、1人当たり同日現在における上記職員賃金の基準内賃金の8%相当額に4,600円を加えた額の基準内賃金の原資をもつて引き上げること。

田

1 今次の賞金紛争は、組合が1人当り47,985円
の賞金引上げを要求したのに対し当局が賞金引
上げ額を8,112円とする旨を回答して交渉が冰
裂し、調停に係属した。調停段階においては、
民間賞金の動向、国家公務員給与・民間賞金と
の格差の有無、消費者物価との関係などの問題
をめぐって労使委員の意見が対立し、5月11
日、調停は不調となり、同日、公共企業体等労
働委員会決議により、その処理が仲裁に移
された。

限、実質賃金を維持するため定期戸給分を含め17%以上の賃金引上げをすべきであると主張したのに対し、使用者側は、民間賃金の動向に従って13%程度の賃金引上げにとどめるべきであると主張した。

委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向や国家公務員の給与、民間賃金の状況について労使の主張を含め検討を行うとともに、企業体の経理状況などについても検討を加えた。

3 生計費の動向については、委員会は、消費者物価指数（総理府統計局調べ、全国）が、昭和49年度平均の上昇率では21.8%であったが、本年3月の対前年同月上昇率では14.2%であったことに注目した。

4 国家公務員の給与との比較の問題については、公共企業体等の職員の賃金水準と国家公務員のそれとの間に格差が存在するか否かをめぐつて、労使間に意見の食い違いがあつたが、この点について、使用者側は、委員会の判断にまつとの態度を表明した。

委員会としては、本問題について、あらためて利用可能な資料により種々の角度から検討を行つた結果、昭和49年の賃金引上げ前の賃金水準については、全体として特段の措置を要する程の差は認められなかつたが、同年の仲裁裁定

後に行われた人事院勧告において、官民給与格差算定方式が変更されたことに伴い、国家公務員の給与引上げ率に若干のプラスが生じたため、公共企業体等の職員と国家公務員との賃金引上げ率に従来以上の差がみられたこと、また、これが労使間で問題として提起された事実を、この際考慮すべきものと判断した。

5 民間資金水準との比較の問題については、労働者側は、比較の対象を企業規模 1,000 人以上とし、更に年令別に勤続年数別を加えた同一労働者構成の比較の方式に変更するよう主張し、使用者側は、従来どおり企業規模を 100 人以上とする。

とし、勤続年数の要素を加える必要がないと主張した。

昭和49年賃金構造基本統計調査を用いて従来の方法によつて比較する限り、公共企業体等の職員の賃金水準については民間産業のそれとの間に格別措置すべき差は生じていない。

しかもながら、賃金水準比較の方法に關しては、企業規模、勤続年数要素などの取扱ひをめぐつて種々の問題があり、雇用・労働態樣、労働者構成、賃金体系等の異なる労働者間の賃金比較をいかなる方法で行えば、より適切かつ説得的なものになるかについて現時点で最終的な結論を出すことは困難であるといわざるを得ない。これらの賃金水準比較の問題については、なお今後労使間で慎重に検討されることを要望する。

委員会としては、このような賃金水準比較の問題に関連して、昭和49年の民間産業の賃金引上げ率と公共企業体等のそれとの間に差があつたことが、今回、労使間で問題として提起された事実を、この際考慮することが妥当であると考えた。

6 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、委員会は、一般に賃金引上げ額より引き上げ率を重視する傾向が強まったことに注目し、民間賃金の動向について検討を行った。結果、賃金引上げ率の平均は定期月給分を含め18.3%程度になるものと推定した。

7 委員会は、前記の生計費、國家公務員給与、民間資金などとともに、企業経営の状況についても検討を行った。しかし、公共企業体等の職員の実金については、これらの諸条件のうち、民間資金の動向を重視して決定することが妥当であり、かつ、今回は前記の実金比較問題を考慮することが適当であると判断して、主文のとおり裁定した。

新賃金の実施時期については、本年4月1以降実施を求める組合の主張に対して当局も

対していないので、主文のとおりとした。

主文の原質の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、その協議は労使において早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう、特に要望する。

9 本規定による賞金引上げ原資のねん出については、委員会は、関係政府機関の格別の配慮を期待するとともに、労使双方に対し、生産性の向上、経費の節減などについて特段の努力を要望する。

なお、この際委員会は、今回の紛争において、
実質資金の維持の問題が重要な焦点となつたこ
とにかんがみ、政府が物価安定に、より積極的
な努力を傾けることを、切に期待するものであ
る。

昭和50年6月9日
公共企業体等労働委員会
国労50年新賃金仲裁委員会

實 光 美 西 中 金 原 市 員 員 員 委 委 委 委 委 委
謙 郎 瀧 昌 田 子 谷 橋 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員

事由

一 昭和五十年三月十四日国鉄労働組合は、昭和五十年四月一日以降の賃金引上げに關する要請を日本国有鐵道に対し提出し、団体交渉を重んじたが、解決が困難な事態となり、昭和五十年七月七日當局の申請により公共企業体等労働委員會の調停段階に入り、更に同年五月十日同委員會の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月九日仲裁裁定(第四百四十一号)を行った。

二 右裁定の実施については、目下検討中であり、現状においては、その実施が予算上可能

六四六

昭和50年6月9日

公共企業体等労働委員会

動力50年新賃金仲裁委員会

委員長 澤村 光郎
委員 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 運治
委員 市原昌三郎
委員 隅谷三喜男
委員 舟橋 尚道

事 由

一 昭和五十年三月十四日国鉄動力車労働組合は、昭和五十年四月一日の賃金引上げに同意する要求を日本国有鉄道に提出し、同社交渉を重ねたが、解決が困難な事となり、昭和五十年五月七日国鉄の申請により公共企業体等労働委員会の調停施設に入り、更に同年五月十日同委員会の決議により仲裁手続に移した。同委員会は、同年六月九日仲裁決定（昭和五十二年）を行なった。

二 右決定の実施については、日本労働中及び、現状においては、その実施が事實上困難であることは疑いなく、本決定は、公共企業体等労働委員会の調停施設に於て、既に履行されている。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国等の承認を求める（全国鉄建設労働組合関係）
右は本協定に基づき承認することと議決した。
よつて国会法第八十三条により公布する。
昭和五十年六月二十四日

衆議院議長 岸 三郎
参議院議長 堀内 正雄

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国等の承認を求めるの件

(全国鉄建設労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国等の承認を求める（全国鉄建設労働組合関係）

昭和五十年 6月 9日

仲裁裁定第 443号

(全国鉄建設労働組合関係)

仲 裁 裁 定 書

仲裁裁定第 443号 公共企業体等労働委員会

関係当事者 裁 定

東京都千代田区丸の内1丁目6番5号

日本国有鉄道

総 裁 藤井松太郎

東京都杉並区上荻1丁目7番1号

全国鉄建設労働組合

中央執行委員長 福田 富雄

昭和五十年 5月 7日日本国有鉄道から調停申請があり、同年 5月10日、公共企業体等労働委員会が仲裁を行なうことを決議した上記当事者間の昭和五十年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下「委員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

1 日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員（昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。）の基準内賃金を、昭和50年 4月1日以降、1人当り同日現在における上記職員の基準内賃金の8%相当額に4,600円を加えた額15,339円の原資をもつて引き上げること。

2 施設関係標準労働者間の賃金に係る問題については、上記原資の配分の問題として、労使間で協議すること。

理 由

1(1) 今回の賃金紛争は、組合が施設関係標準労働者間の基本給45,000円の引上げを要求したのに対し当局が賃金引上げ額を1人平均8,172円とする旨を回答して交渉が決裂し、調停に係属した。調停段階においては、民間賃金の動向、国家公務員給与・民間賃金との格差の有無、消費者物価との関係などの問題を含めて労使委員の意見が対立し、5月10日、調停は不調となり、同日、公共企業体等労働委員会の決議によつて、その処理が仲裁に移された。

委員会においては、労働者側は、国家公務員給与・民間賃金との格差是正要求のほか、最低限、実質賃金を維持するため定期昇給分を含め17%以上の賃金引上げをすべきであると主張したのに対し、使用者側は、民間賃金の動向に従つて13%程度の賃金引上げにとどめるべきであると主張した。

(2) 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向や国家公務員給与、民間賃金の状況について労使の主張を含め検討を行なうとともに、企業体の経理状況などについても検討を加えた。

(3) 生計費の動向については、委員会は、消費者物価指数（総理府統計局調べ、全国）が、昭和49年度平均の上昇率では21.8%であったが、本年 3月の対前年同月上昇率では14.2%であったことに注目した。

(4) 国家公務員給与との比較の問題については、公共企業体等の職員の賃金水準と国家公務員給与との間に格差が存在するか否かをめぐつて、労使間に意見の食い違いがあったが、この点について、使用者側は、委員会の判断にまづとの態度を表明した。委員会としては、本問題について、あらためて利用可能な資料により種々の角度から検討を行つた結果、昭和49年の賃金引上げ前の賃金水準については、全体として特段の措置を要する程の差は認められなかったが、同年の仲裁裁定後に行われた人事院勧告において、官民給与格差算定方式が変更されたことに伴い、国家公務員給与の引上げ率に若干のプラスが生じたため、公共企業体等の職員と国家公務員との賃金引上げ率に従来の以上の差がみられたこと、また、このことが労使間で問題として提起された事実を、この際考慮すべきものと判断した。

(5) 民間賃金水準との比較の問題については、労働者側は、比較の対象を企業規模1,000人以上とし、更に年令別に勤続年数別を加えた同一労働者構成の比較の方式に変更するよう主張し、使用者側は、従来どおり企業規模を100人以上とし、勤続年数の要素を加える必要がないと主張した。

昭和49年賃金構造基本統計調査を用いて従来の方法によつて比較する限り、公共企業体等の職員の賃金水準については民間産業のそれとの間に格別措置すべき差は生じていない。

しかしながら、賃金水準比較の方法に関しては、企業規模、勤続年数要素などの取扱いをめぐつて種々の問題があり、雇用・労働者側、労働者構成、賃金体系等の異なる労働者間の賃金比較をいかなる方法で行えば、より適切かつ説得的なものになるかについて現時点で最終的な結論を出すことは困難であるといわざるを得ない。これらの賃金水準比較の問題については、なお今後労使間で慎重に検討されることを要望する。

委員会としては、このような賃金水準比較の問題に関連して、昭和49年の民間産業の賃金引上げ率と公共企業体等との間に差があったことが、今回、労使間で問題として提起された事実を、この際考慮することが妥

昭和五十年六月二十五日 参議院会議録第十七号

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(鉄道労働組合関係)外八件

六四八

当であると考えた。

(6) 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、委員会は、一般に賃金引上げ額よりも引上げ率が重視する傾向が強まったことに注目し、民間賃金の動向について検討を行った結果、賃金引上げ率の平均は定期昇給分を含め13.3%程度になるものと推定した。

(7) 委員会は、前記の生計費、国家公務員給与、民間賃金などとともに、企業経営の状況についても検討を行った。しかし、公共企業体等の職員の賃金については、これらの諸条件のうち、民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であり、かつ、今回は前記の賃金比較問題をも考慮することが適当であると判断して、主文第1項のとおり裁定した。

新賃金の実施時期については、本年4月1日以降実施を求める組合の主張に対して当局も反対していないので、主文第1項のとおりとした。

2 施設関係標準労働者層の賃金に関する問題については、他の類似の条件にある労働者との均衡を配慮しつつ、労使間で協議することを期待する。

なお、配分の協議は労使において早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう、特に要望する。

3 本裁定による賃金引上げ原資のねん出については、委員会は、関係政府機関の格別の配慮を期待するとともに、労使双方に対し、生産性の向上、経費の節減などについて特段の努力を要する。

なお、この際委員会は、今回の紛争において実質賃金の維持の問題が重要な焦点となつたことにかんがみ、政府が物価安定に、より積極的な努力を傾けることを、切に期待するものである。

昭和50年6月9日
公共企業体等労働委員会

全労50年新賃金仲裁委員会

委員長	岸村 光雄
委員	中西 實
委員	金子 美雄
委員	原田 進治
委員	市原三郎
委員	隅谷三喜男
委員	舟橋 尚道

申 由

一 昭和五十年三月十四日全国鉄路建設労働組合は、昭和五十年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本国有鉄道に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十年五月七日当局の申請により公共企業体等労働委員会に調停依頼に入り、更に同年五月十日同委員会に決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月九日仲裁裁定(第四四十三号)を行った。

二 右裁定第一項の実施については、目下検討中であり、現状に於いては、その実施が予算上困難であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に照準するものとする。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)

日本国鉄は、労働組合の承認を求めたが、この国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年六月二十四日

衆議院議長 岸田 信行
参議院議長 田中 正三郎

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(鉄道労働組合関係)外八件

昭和50年6月9日
仲裁裁定第444号
(全国鉄動力車労働組合連合会関係)

申 裁 裁 定 審
公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第444号

関係当事者
東京都千代田区丸の内1丁目6番5号
日本国有鉄道

裁 裁 裁 定 審
東京都豊島区西池袋5丁目8番5号
全国鉄動力車労働組合連合会

昭和50年5月7日日本国有鉄道から調停申請があり、同年5月10日、公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上関係当事者間の昭和50年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く)の基準内賃金を、昭和50年4月1日以降、1人当たり同日現在における上記職員の基準内賃金の8%相当額に4,600円を加えた額15,339円を原資をもって引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が1人当たり49,000円の賃金引上げを要求したのに対し当局が賃金引上げ額を8,172円とする旨を回答して交渉が決裂し、調停に係属した。調停段階においては、民間賃金の動向、国家公務員給与・民間賃金との格差の有無、消費者物価との関係などの問題をめぐって労使委員の意見が対立し、5月10日、調停は不調となり、同日、公共企業体等労働委員会の決議によって、その処理が仲裁に移された。

委員会においては、労働者側は、国家公務員給与・民間賃金との格差是正要求のほか、最低限、実質賃金を維持するため定期昇給分を含め17%以上の賃金引上げをすべきであると主張したのに対し、使用者側は、民間賃金の動向に従って13%程度の賃金引上げにとどめるべきであると主張した。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向や国家公務員給与、民間賃金の状況について労使の主張を含め検討を行うとともに、企業体の経理状況などについても検討を加えた。

3 生計費の動向については、委員会は、消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)が、昭和49年度平均の上昇率では21.8%であったが、本年3月の対前年同月上昇率では14.2%であったことに注目した。

4 国家公務員給与との比較の問題については、公共企業体等の職員の賃金水準と国家公務員給与との間に格差が存在するが否かをめぐって、労使間に意見の食い違いがあったが、この点について、使用者側は、委員会の判断にまつとの態度を表明した。

委員会としては、本問題について、あらためて利用可能な資料により種々の角度から検討を行った結果、昭和49年の賃金引上げ前の賃金水準については、全体として特段の措置を要する程の差は認められなかったが、同年の仲裁裁定後に行われた人事院勧告において、官民給与格差算定方式が変更されたことに伴い、国家公務員給与引上げ率に若干のプラスが生じたため、公共企業体等の職員と国家公務員との賃金引上げ率に従来の差がみられたこと、また、このことが労使間で問題として提起された事実を、この際考慮すべきものと判断した。

5 民間賃金水準との比較の問題については、労働者側は、比較の対象を企業規模 1,000 人以上とし、更に年令別に勤続年数別を加えた同一労働者構成の比較の方式に変更するよう主張し、使用者側は、従来どおり企業規模を 100 人以上とし、勤続年数の要素を加える必要がないと主張した。

昭和49年賃金構造基本統計調査を用いて従来の方法によつて比較する限り、公共企業体等の職員の賃金水準については民間産業のそれとの間に格別措置すべき差は生じていない。

しかしながら、賃金水準比較の方法に関しては、企業規模、勤続年数要素などの取扱いをめぐつて種々の問題があり、雇用・労働態様、労働者構成、賃金体系等の異なる労働者間の賃金比較をいかなる方法で行えば、より適切かつ説得的なものになるかについて現時点で最終的な結論を出すことは困難であるといわざるを得ない。これらの賃金水準比較の問題については、なお今後労使間で慎重に検討されることを要望する。

委員会としては、このような資金水準比較の問題に関連して、昭和49年の民間産業の資金引上げ率と公共企業体等のそれとの間に差があつたことが、今回、労使間で問題として提起された事実を、この際考慮することが妥当であると考えた。

6 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、委員会は、一般に賃金引上げ額よりも引上げ率を重視する傾向が強まったことに注目し、民間賃金の動向について検討を行った結果、賃金引上げ率の平均は定期昇給分を含め、13.3%程度になると推定した。

7 委員会は、前記の生計費、国家公務員給与、民間資金などとともに、企業経営の状況についても検討を行った。しかし、公共企業体等の職員資金については、これらの諸条件のうち、民間資金の動向を重視して決定することが妥当

であり、今回は前記の賃金比較問題をも考慮することが適当であると判断して、主文のとおり裁定した。

新賃金の実施時期については、本年4月1日以降実施を求める組合の主張に対して当局も反対していないので、主文のとおりとした。

8. 主文の原資の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、その協議は労使に於いて早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう、特に要望する。

9 本裁定による資金引上げ原資のねん出については、委員会は、関係政府機関の格別の配慮を期待するとともに、労使双方に対し、生産性の向上、経費の節減などについて特段の努力を要望する。

なお、この際委員会では、今回の紛争において実質資金の維持の問題が重要な焦点となつたこととにかんがみ、政府が物価安定に、より積極的な努力を傾けることを、切に期待するものである。

昭和50年6月9日

公共企業体等労働委員会
全労連50年新賃金仲裁委員会

[illegible]

事由

昭和五十年三月十日全国鉄動力車労働組合連合会は、昭和五十年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本国有鉄道に対し提出し、国体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十年五月七日当局の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年十

月十日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月九日仲裁裁定（第四百四十四号）を行つた。

一 右裁定の実施については、目下検討中であり、現状においては、その実施が予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（日本電信電話労働組合関係）
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件
(日本電信電話労働組合関係)

公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の承認を求める。

昭和50年6月9日

仲裁裁定第440号
(日本電信電話労働組合関係)

公共企業体等労働委員会
仲裁裁定第 440 号

関係当事者
東京都渋谷区千駄谷5丁目14番20号

日本電信電話労働組合
中央執行委員長 加藤 友利
東京都千代田区内幸町1丁目1番6号

日本電信電話公社 総裁 米澤 滋

昭和50年5月7日日本電信電話株式会社から調停申請があり、同年5月10日、公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和50年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下「委員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり規定する。

主 文

日本電信電話公社の公共企業体等労働関係法上の職員（昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く）の基準内賃金を、昭和50年4月1日以降、1人当たり同日現在における上記職員の基準内賃金の8%相当額に4,600円を加えた額13,476円の原因をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の資金紛争は、組合が1人当り28,500円の資金引上げを要求したのに對し当局が資金引上げ額を7,070円とする旨を回答して交渉が決裂し、調停に係属した。調停段階においては、民間資金の動向、国家公務員給与・民間資金との格差の有無、消費者物価との関係などの問題をめぐつて労使委員の意見が対立し、5月10日、調停は不調となり、同日、公共企業体等労使委員会の決議によつて、その処理が仲裁に移された。

委員会においては、労働者側は、民間資金の動向、実質資金の維持及び国家公務員給与・民間資金との格差是正を考慮して定期昇給分を含め15%以上の資金引上げをすべきであると主張したのに対し、使用者側は、民間資金の動向に従つて18%程度の資金引上げにとどめるべきであると主張した。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向や国家公務員の給与、民間賃金の状況について労使の主張を含め検討を行うとともに、企業体の経理状況などについても検討を加えた。

3 生計費の動向については、委員会は、消費生活指数（総理府統計局調べ、全国）が、昭和

引き続き労使において検討すること。

理 由

1 (1) 今次の賃金紛争は、組合が年令、経験階層別の賃金水準の確定と 36,300円以上の賃金引上げを要求したのに対し当局が賃金引上げ額を1人平均7,070円とする旨を回答して交渉が決裂し、調停に係属した。調停段階においては、民間賃金の動向、国家公務員給与・民間賃金との格差の有無、消費者物価との関係などの問題をめぐって労使委員の意見が対立し、5月10日、調停は不調となり、同日、公共企業体等労働委員会の方議によつて、その処理が仲裁に移された。

委員会においては、労働者側は、国家公務員給与・民間賃金との格差是正要求のほか、最低限、実質賃金を維持するため定期昇給分を含め17%以上の賃金引上げをすべきであると主張したのに対し、使用者側は、民間賃金の動向に従つて13%程度の賃金引上げにとめるべきであると主張した。

(2) 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向や国家公務員給与、民間賃金の状況について労使の主張を含め検討を行うとともに、企業体の経理状況などについても検討を加えた。

(3) 生計費の動向については、委員会は、消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)が、昭和49年度平均の上昇率では21.8%であったが、本年3月の対前年同月上昇率では14.2%であつたことに注目した。

(4) 国家公務員給与との比較の問題については、公共企業体等の職員の賃金水準と国家公務員給与との間に格差が存在するか否かをめぐって、労使間に意見の食い違いがあつたが、この点について、使用者側は、委員会の判断にまづとの態度を表明した。

委員会としては、本問題について、あらためて利用可能な資料により種々の角度から検討を行つた結果、昭和49年の賃金引上げ前の賃金水準については、全体として特段の措置を要する程の差は認められなかつたが、同年の仲裁裁定後に行われた人事院報告において、官民与給格差算定方式が変更されたことに伴い国家公務員給与の引上げ率に若干のプラスが生じたため、公共企業体等の職員と国家公務員との賃金引上げ率に従来以上の差がみられたこと、また、このことが労使間で問題として提起された事実を、この際考慮すべきものと判断した。

(5) 民間賃金水準との比較の問題については、比較の対象をいかなる企業規模のものとするかなどについて、労働者側と使用者側との間に意見の食い違いがみられた。

昭和49年賃金構造基本統計調査を用いて従来どおり企業規模100人以上を基礎とし、性別、学歴別、年令別の労働者構成を同じにして比較する限り、公共企業体等の職員の賃金水準については民間産業のそれとの間に格別措置すべき差は生じていない。

しかしながら、賃金水準比較の方法に関しては、企業規模、勤続年数要素などの取扱ひをめぐつて種々の問題があり、雇用・労働者側、労働者構成、賃金体系等の異なる労働者間の賃金比較をいかなる方法で行えば、より適切かつ説得的なものになるかについて現時点で最終的な結論を出すことは困難であるといわざるを得ない。これらの賃金水準比較の問題については、なお今後労使間で慎重に検討されることを要する。

委員会としては、このような賃金水準比較の問題に関連して、昭和49年の民間産業の賃金引上げ率と公共企業体等のそれとの間に差があつたことが、今回、労使間で問題として提起された事実を、この際考慮することが妥当であると考えた。

(6) 民間産業における今年の賃金引上げ状況については、委員会は、一般に賃金引上げ額よりも引上げ率を重視する傾向が強まつたことに注目し、民間賃金の動向について検討を行つた結果、賃金引上げ率の平均は定期昇給分を含め13.3%程度になるものと推定した。

(7) 委員会は、前記の生計費、国家公務員給与、民間賃金などとともに、企業経営の状況についても検討を行つた。しかし、公共企業体等の職員の賃金については、これらの諸条件のうち、民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であり、かつ、今回は前記の賃金比較問題をも考慮することが適当であると判断して、本文第1項のとおり裁定した。

新賃金の実施時期については、本年4月1日以降実施を求める組合の主張に対して当局も反対してはいないの、本文第1項のとおりとした。

(8) 本文第1項の原賃の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、その協議は労使において早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう、特に要する。

2 標準労働者の賃金に関する問題については、労使とも引き続き検討することに異議がないので、本文第2項のとおりとした。

3 本裁定による賃金引上げ原賃のねん出については、委員会は、関係政府機関の格別の配慮を期待するとともに、労使双方に対し、生産性の向上、経費の節減などについて特段の努力を要する。

なお、この際委員会は、今回の紛争において実質賃金の維持の問題が重要な焦点となつたことにかんがみ、政府が物価安定に、より積極的な努力を傾けることを、切に期待するものである。

昭和50年6月9日
公共企業体等労働委員会
全通通50年新賃金仲裁委員会

事 由

1 昭和五十年二月二十四日全国電気通信労働組合は、昭和五十年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本電信電話公社(以下「公社」という。)に対して提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十年五月七日公社の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月十日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月九日仲裁裁定(第四四四十六号)を行った。

2 右裁定第一項の実施については、目下検討中であり、現状におきつては、その実施が予算上可能であるとは断定できなかつた。本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求める件(全日本通運労働組合関係)

右は本議院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により採決する。

昭和五十年六月二十四日

衆議院議長 河野三郎
参議院議長 長瀬 龍三郎

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求める件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働委員会の別紙裁定に基づき、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に

より、国会の承認を求める。

昭和50年6月9日
仲裁裁定第439号
(全日本郵政労働組合関係)

主 文

郵政省所属の公共企業体等労働関係法上の職員（昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。）の基準内賃金を、昭和50年4月1日以降、1人当たり同日現在における上記職員の基準内賃金の8%相当額を、昭和50年4月1日現在における上記職員の基準内賃金の8%相当額を加えた額13,840円を原資をもって引き上げること。

1 今次の賃金紛争は、組合が1人当り34,700円の賃金引上げを要求したのに対し当局が賃金引上げ額を定期月給分を含め10,380円とする旨を回答して交渉が決裂し、調停に所属した。調停段階においては、民間賃金の動向、国家公務員給与・民間賃金との格差の有無、消費者物価との関係などの問題をめぐって労使委員の意見が対立し、5月10日、調停は不調となり、同日、公共企業体等労働委員会の決議によって、その

処理が仲裁に移された。

委員会においては、労働者側は、民間賃金の動向、実質賃金の維持及び国家公務員給与・民間賃金との格差是正を考慮して定期昇給分を含め15%以上の賃金引上げをすべきであると主張したのに対し、使用者側は、民間賃金の動向に従って13%程度の賃金引上げにとどめるべきであると主張した。

委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向や国家公務員の給与、民間賃金の状況について労使の主張を含め検討を行うとともに、企業の経理状況などについても検討を加えた。

生計費の動向については、委員会は、消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)が、昭和49年度平均の上昇率では21.8%であったが、本年3月の対前年同月上昇率では、14.2%であったこととに注目した。

4 国家公務員の給与との比較の問題については、公共企業体等の職員の賃金水準と国家公務員のそれとの間に格差が存在するか否かをめぐって、労使間に意見の食違ひがあつたが、この点について、使用者側は、委員会の判断にまつことの態度を表明した。

委員会としては、本問題について、あらためて利用可能な資料により種々の角度から検討を行つた結果、昭和49年の賃金引上げ前の賃金水準については、全体として特段の措置を要する程の差は認められなかつたが、同年の仲裁裁定後に行われた人事院勧告において、官民給与格差算定方式が変更されたことに伴ひ、国家公務員の給与引上げ率が若干のプラスが生じたため、公共企業体等の職員と国家公務員との賃金引上げ率が従来以上の差がみられたこと、また、このことが労使間で問題として提起された事実等を、この際考慮すべきものと判断した。

の食糧いがみられた。

昭和49年賃金構造基本統計調査を用いて従来どおり企業規模100人以上を基礎とし、性別、学歴別、年齢別の労働者構成を同じにして比較する限り、公共企業体等の職員の賃金水準については民間産業のそれとの間に格別措置すべき差は生じていない。

しかしながら、賃金水準比較の方法に因しては、企業規模、勤続年数要素などの取扱いをめぐって種々の問題があり、雇用・労働態様、労働者構成、賃金体系等の異なる労働者間の賃金比較をいかなる方法で行えば、より適切かつ説得的なものになるかについて現時点で最終的な結論を出すことは困難であるといわざるを得ない。これらの賃金水準比較の問題については、なお今後労使間で慎重に検討されることを要望する。

委員会としては、このような賃金水準比較の問題に関連して、昭和49年の民間産業の賃金引上げ率と公共企業体等のそれとの間に差があつたことが、今回、労使間で問題として提起された事実を、この際考慮することが妥当であると考えた。

6 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、委員会は、一般に賃金引上げ額よりも引上げ率を重視する傾向が窺はつたことに注目し、民間賃金の動向について検討を行った結果、賃金引上げ率の平均は定期昇給分を含め、18.3%程度になるものと推定した。

7 委員会は、前記の生計費、国家公務員給与、民間賃金などとともに、企業経営の状況についても検討を行った。しかし、公共企業体等の職員の賃金については、これらの諸条件のうち、民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であり、かつ、今回は前記の賃金比較問題をも考慮することが適当であると判断して、本文のとおり裁定した。

委員会としては、このような賃金水準比較の問題に関連して、昭和49年の民間産業の賃金引上げ率と公共企業体等のそれとの間に差があつたことが、今回、労使間で問題として提起された事実を、この際考慮することが妥当であると考えた。

6 民間産業における今年の賃金引上げ状況については、委員会は、一般に賃金引上げ額よりも引上げ率を重視する傾向が強まったことに注目し、民間賃金の動向について検討を行った結果、賃金引上げ率の平均は定期早給分を含め、18.3%程度になると推定した。

7 委員会は、前記の生計費、国家公務員給与、民間資金などとともに、企業経営の状況についても検討を行った。しかし、公共企業体等の職員の資金については、これらの諸条件のうち、民間資金の動向を重視して決定することが妥当であり、かつ、今回は前記の資金比較問題をも考慮することが適当であると判断して、本文のとおり裁定した。

新資金の実施時期については、本年4月1日以降実施を求める組合の主張に対して当局も反対していないので、本文のとおりとした。

主文の原資の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、その協議は労使において早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう、特に要望する。

本規定による賃金引上げが原資のねん出については、委員会は、関係政府機関の格別の配慮を期待するとともに、労使双方に対し、生産性の向上、経費の節減などについて特段の努力を要望する。

なお、この緊委員会、今回の紛争において実質資金の維持の問題が重要な焦点となつたとにかんがみ、政府が物価安定に、より積極的な努力を傾けることを、切に期待するものである。

昭和50年6月9日
公共企業体等労働委員会
全郵政50年新賃金仲裁

一 昭和五十年二月十日全日本郵政労働組合は、昭和五十年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を郵政省に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十年五月三日郵政省の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月十日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月九日仲裁裁定(第四百三十九号)を行った。

二 右裁定の実施に付いては、目下検討中であり、現状においては、その実施が予算上困難であることは断定できないので、本裁定は「公共企業体等労働関係法第十六条第一項は総括するものと認められる。」

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全通労働組合関係）
右は本議院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により交付する。
昭和五十年六月二十四日

衆議院議長 岸 三 郎
参議院議長 田 中 正 三郎

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全通労働組合関係）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の承認を求める。

昭和50年6月9日
仲裁裁定第447号
（全通労働組合関係）
仲 裁 裁 定 書
公共企業体等労働委員会
仲裁裁定第447号
裁 定

関係当事者
東京都千代田区霞が関1丁目3番2号
郵政大臣 村上 勇
東京都文京区後楽1丁目2番7号
全通労働組合
中央執行委員長 石井 平治
昭和50年5月7日 郵政大臣から調停申請があり、同年5月10日、公共企業体等労働委員会が仲

裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和50年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下「委員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

郵政省所属の公共企業体等労働関係法上の職員（昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。）の基準内賃金を、昭和50年4月1日以降、1人当たり同日前現在における上記職員の基準内賃金の8%相当額に4,600円を加えた額13,840円の原因をもつて引上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が1人当たり47,700円の賃金引上げを要求したのに対し当局が賃金引上げ額を定期昇給分を含め10,380円とする旨を回答して交渉が決裂し、調停に係属した。調停段階においては、民間賃金の動向、国家公務員給与・民間賃金との格差の有無、消費者物価との関係などの問題をめぐって労使委員の意見が対立し、5月10日、調停は不調となり、同日、公共企業体等労働委員会の決議によつて、その処理が仲裁に移された。

委員会においては、労働者側は、国家公務員給与・民間賃金との格差是正要求のほか、最低限、実質賃金を維持するため定期昇給分を含め17%以上の賃金引上げをすべきであると主張したのに対し、使用者側は、民間賃金の動向に従つて13%程度の賃金引上げにとどめるべきであると主張した。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向や国家公務員の給与、民間賃金の状況について労使の主張を含め検討を行うとともに、企業の経理状況などについても検討を加えた。

3 生計費の動向については、委員会は、消費者物価指数（総理府統計局調べ、全国）が、昭和49年度平均の上昇率で21.8%であったが、本年3月の対前年同月上昇率では14.2%であった

ことに注目した。

4 国家公務員の給与との比較の問題については、公共企業体等の職員の賃金水準と国家公務員のそれとの間に格差が存在するかどうかをめぐって、労使間に意見の食い違いがあつたが、この点について、使用者側は、委員会の判断にまつとの態度を表明した。

委員会としては、本問題について、あらためて利用可能な資料により種々の角度から検討を行った結果、昭和49年の賃金引上げ前の賃金水準については、全体として特段の措置を要する程の差は認められなかつたが、同年の仲裁裁定後に行われた人事院勧告において、官民給与格差算定方式が変更されたことに伴い、国家公務員の給与引上げ率が若干のプラスが生じたため、公共企業体等の職員と国家公務員との賃金引上げ率に従来の差がみられたこと、また、このことが労使間で問題として提起された事実を、この際考慮すべきものと判断した。

5 民間賃金水準との比較の問題については、労働者側は、比較の対象を企業規模1,000人以上とし、更に年令別に勤続年数別を加えた同一労働者構成の比較の方式に変更するよう主張し、使用者側は、従来どおり企業規模を100人以上とし、勤続年数の要素を加える必要がないと主張した。

昭和49年賃金構造基本統計調査を用いて従来の方法によつて比較する限り、公共企業体等の職員の賃金水準については民間産業のそれとの間に格別措置すべき差は生じていない。

しかしながら、賃金水準比較の方法に関しては、企業規模、勤続年数要素などの取扱ひをめぐつて種々の問題があり、雇用・労働態様、労働者構成、賃金体系等の異なる労働者間の賃金比較をいかなる方法が行えば、より適切かつ説得的なものになるかについて現時点で最終的な結論を出すことは困難であるといわざるを得ない。これらの賃金水準比較の問題については、

なお今後労使間で慎重に検討されることを要望する。

委員会としては、このような賃金水準比較の問題に関連して、昭和49年の民間産業の賃金引上げ率と公共企業体等のそれとの間に差があつたことが、今回、労使間で問題として提起された事実を、この際考慮することが妥当であると考へた。

6 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、委員会は、一般に賃金引上げ額よりも引上げ率を重視する傾向が強まつたことに注目し、民間賃金の動向について検討を行った結果、賃金引上げ率の平均は定期昇給分を含め13.3%程度になるものと推定した。

7 委員会は、前記の生計費、国家公務員給与、民間賃金などとともに、企業経営の状況についても検討を行つた。しかし、公共企業体等の職員の賃金については、これらの諸条件のうち、民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であり、かつ、今回は前記の賃金比較問題をも考慮することが適当であると判断して、主文のとおり裁定した。

新賃金の実施時期については、本年4月1日以降実施を求める組合の主張に対して当局も反対していないので、主文のとおりとした。

8 主文の原賃の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、その協議は労使において早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう、特に要望する。

9 本裁定による賃金引上げ原賃のねん出については、委員会は、関係政府機関の格別の配慮を期待するとともに、労使双方に対し、生産性の向上、経費の節減などについて特段の努力を要望する。

なお、この際委員会は、今回の紛争において実質賃金の維持の問題が重要な焦点となつたととにかんがみ、政府が物価安定に、より積極的な努力を傾けることを、切に期待するものである。

昭和五十年六月二十五日 参議院會議録第十七号 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(鉄道労働組合関係)外八件

昭和五十年六月九日
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(鉄道労働組合関係)外八件

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(鉄道労働組合関係)外八件

出席者は左のとおり。
議長 河野 謙三君
副議長 前田佳都男君

事由

一 昭和五十年二月二十日全通信労働組合は、昭和五十年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を郵政省に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十年五月七日郵政省の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月十日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月九日仲裁裁定(第四百四十七号)を行った。

二 右裁定の実施については、目下検討中であり、現状においては、その実施が予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

〔国務大臣長谷川峻君登壇、拍手〕

○国務大臣(長谷川峻君) ただいま議題となりました公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(鉄道労働組合関係)外八件につきまして、一括してその趣旨を御説明申し上げます。

昭和五十年二月以降、公共企業体等労働関係法は、昭和五十年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を各公共企業体等当局に対し提出し、団体交渉を重ねてきましたが、解決が困難な事態

午後零時二十八分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 河野 謙三君	副議長 前田佳都男君
太田 淳夫君	矢原 秀男君
野末 陳平君	喜屋武眞榮君
下村 泰君	塩出 啓典君
青島 幸男君	市川 房枝君
柄谷 道一君	宮田 輝君
内田 善利君	峯山 昭範君
桑名 義治君	三治 重信君
寺下 岩蔵君	平井 卓志君
上林繁次郎君	阿部 憲一君
三木 忠雄君	藤原 房雄君
和田 春生君	栗林 卓司君
吉田 実君	中西 一郎君
黒柳 明君	矢追 秀彦君
原田 立君	田代富士男君
藤井 恒男君	木島 則夫君
山本茂一郎君	園田 清充君
鈴木 一弘君	宮崎 正義君
田淵 哲也君	山内 一郎君
久保田藤麿君	二宮 文造君
白木義一郎君	小平 芳平君
多田 省吾君	中尾 辰義君
向井 長年君	最上 進君
望月 邦夫君	森下 泰君
梶本 又三君	藤川 一秋君
福岡日出麿君	鳩山威一郎君
泰野 章君	夏目 忠雄君
永野 嚴雄君	林 道君
安孫子藤吉君	青井 政美君
有田 一寿君	井上 吉夫君
石破 二郎君	藤井 丙午君
松垣徳太郎君	原文兵衛君

中村 禎二君	高橋 邦雄君
細川 護熙君	寺本 広作君
林田悠紀夫君	佐藤 隆君
菅野 儀作君	石本 茂君
中山 太郎君	小林 国司君
宮崎 正雄君	柳田桃太郎君
内藤三郎君	玉置 和郎君
高橋雄之助君	楠 正俊君
岩動 道行君	西村 尚治君
鍋島 直昭君	新谷寅三郎君
上原 正吉君	那 祐一君
青木 一男君	迫水 久常君
徳永 正利君	小川 半次君
八木 一郎君	丸茂 重貞君
塩見 俊二君	柴立 芳文君
嶋崎 均君	棚辺 四郎君
中村 太郎君	戸塚 進也君
高橋 誉富君	坂野 重信君
斎藤栄三郎君	糸山英太郎君
岩男 顯一君	岩上 妙子君
遠藤 要君	大島 友治君
大鷹 淑子君	斎藤 十朗君
古賀雷四郎君	黒住 忠行君
河本嘉久蔵君	川野辺 静君
金井 元彦君	今泉 正二君
土屋 義彦君	山崎 竜男君
上田 稔君	初村滝一郎君
長田 裕二君	久次米健太郎君
鈴木 省吾君	世耕 政隆君
江藤 智君	藤田 正明君
大森 久司君	岡本 悟君
平泉 涉君	橋 直治君
町村 金五君	加藤 武徳君
安井 謙君	綱木 亨弘君
吉武 恵市君	増原 恵吉君
神田 博君	伊藤 五郎君
鹿島 俊雄君	大谷藤之助君
小笠 公昭君	亘 四郎君

橋本 繁藏君	矢田部 理君	久保 亘君	佐藤 信二君	龜井 久興君	青木 薪次君	對馬 孝且君	岡田 広君	浜本 万三君	大塚 喬君	稻嶺 一郎君	安田 隆明君	田 英夫君	鈴木美枝子君	高田 浩運君	前川 且君	山崎 昇君	小野 明君	源田 実君	野口 忠夫君	茵ヶ久保重光君	森 勝治君	温水 三郎君	羽生 三七君	田中寿美子君	戸田 菊雄君	志苦 裕君	近藤 忠孝君	粕谷 照美君	目黒今朝次郎君	安武 洋子君	寺田 熊雄君	小巻 敏雄君	小谷 守君	上田 哲君	松本 英一君	立木 洋君	鈴木 力君	川村 清一君	加藤 進君
矢田部 理君	久保 亘君	龜井 久興君	野田 哲君	秦 豊君	上條 勝久君	赤桐 操君	小山 一平君	矢野 登君	片岡 勝治君	宮之原貞光君	神沢 浄君	増田 盛君	竹田 現照君	村田 秀三君	二木 謙吾君	熊谷太三郎君	栗原 俊夫君	瀨谷 英行君	木村 睦男君	福井 勇君	戸叶 武君	竹田 四郎君	森中 守義君	森下 昭司君	山中 郁子君	片山 甚市君	橋本 敦君	内藤 功君	辻 一彦君	神谷信之助君	工藤 良平君	和田 静夫君	小笠原貞子君	沓脱タケ子君	中村 波男君	杉山善太郎君	渡辺 武君		

大藏委員	同	外務委員	法務委員	地方行政委員	議長の報告事項	外務省經濟協力局長	外務省條約局長	外務省アジヤ局長	法務政務次官	國土政務次官	總理府總務副長官	內閣法制次長	政府委員	建設大臣	労働大臣	運輸大臣	通商産業大臣	大藏大臣	外務大臣	內閣總理大臣	國務大臣	上田耕一郎君	加瀬 完君	秋山 長造君	野々山一三君	星野 力君	須藤 五郎君	松永 忠二君	吉田忠三郎君	塚田 大願君	安永 英雄君	鶴園 哲夫君	小柳 勇君	岩間 正男君	阿具根 登君	中村 英男君	藤田 進君	河田 賢治君	春日 正一君	三木 武夫君	宮澤 喜一君	大平 正芳君	河本 敏夫君	木村 睦男君	長谷川 峻君	飯谷 忠男君	真田 秀夫君	松本 十郎君	齊藤滋与史君	松永 光君	高島 益郎君	鹿取 泰衛君	松永 信雄君	遠藤 要君	迫水 久常君	亘 四郎君	星野 力君	上田耕一郎君	石本 茂君
------	---	------	------	--------	---------	-----------	---------	----------	--------	--------	----------	--------	------	------	------	------	--------	------	------	--------	------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	--------	-------

同	通信委員	香脱タケ子君
建設委員	福井 勇君	
同	井上 吉夫君	
同日議長において、	渡辺 武君	
常任委員の補欠を左の通り指		
名した。		
地方行政委員	井上 吉夫君	
法務委員	福井 勇君	
外務委員	石本 茂君	
同	香脱タケ子君	
大蔵委員	渡辺 武君	
社会労働委員	亘 四郎君	
同	星野 力君	
通信委員	迫水 久常君	
建設委員	遠藤 要君	
同	上田耕一郎君	
同日議長において、	左の特別委員の辞任を許可し	
た。		
公職選挙法改正に	西村 尚治君	
関する特別委員		
同日議長において、	特別委員の補欠を左の通り指	
名した。		
公職選挙法改正に	最上 進君	
関する特別委員		
同日議員から左の議案が提出された。よつて議長		
は即日これを公職選挙法改正に関する特別委員会		
に付託した。		
政治資金規正法の一部を改正する法律案（峯山		
昭範君外一名発議）		
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され		
た。		
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定		
に基づき、国会の承認を求めるの件（鉄道労働		
組合関係）		
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定		
に基づき、国会の承認を求めるの件（国鉄労働		
組合関係）		
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定		

に基づき、国会の承認を求めるの件（国鉄動力車労働組合関係）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全国鉄施設労働組合関係）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全国鉄動力車労働組合連合会関係）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（日本電信電話労働組合関係）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全国電気通信労働組合関係）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全通信労働組合関係）
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
政治資金規正法の一部を改正する法律案（岩間正男君外一名発議）
同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
文化財保護法の一部を改正する法律案
外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
宅地開発公団法案
同日議長から内閣総理大臣宛左の決議を送付した。
国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上をはかる決議
同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

昭和五十年六月二十五日 参議院会議録第十七号

議長の報告事項

六五五

昭和五十年六月二十五日 参議院會議録第十七号 議長の報告事項

六五六

委員派遣承認要求書

一、目的 郵便法の一部を改正する法律案(閣法第六号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

一、派遣委員

竹田 現照 長田 裕二
西ヶ久保重光 宮田 輝
藤原 房雄 山中 郁子
木島 則夫

一、派遣地

北海道

一、期間 六月二十一日一日間

一、費用 概算三二四、三〇〇円

右の通り議決した。よつて参議院規則第八十條の二により承認を求めます。

昭和五十年六月十七日

通信委員長 竹田 現照

参議院議長 河野 謙三殿

委員派遣承認要求書

一、目的 昭和五十年五月下旬から六月上旬の降ひよによる農作物等の被害の実情を調査し、もつて災害対策樹立に資する。

一、派遣委員

第一班 上田 稔 青木 新次
神谷信之助 原田 立
高田 浩運 藤原 房雄
栗原 俊夫 塚田 大願
柄谷 道一

一、派遣地

鳥取県

第一班 群馬県

一、期間 両班とも六月二十一日一日間

一、費用 概算二二一、三〇〇円

右の通り議決した。よつて参議院規則第八十條の二により承認を求めます。

昭和五十年六月十七日

災害対策特別委員長 和田 静夫

参議院議長 河野 謙三殿

同日議長は、左の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

郵便法の一部を改正する法律案(閣法第六号)

一、公聴会の問題

郵便法の一部を改正する法律案について

一、開会の日

昭和五十年六月二十七日

右の通り議決した。よつて参議院規則第六十二條により承認を求めます。

昭和五十年六月十七日

通信委員長 竹田 現照

参議院議長 河野 謙三殿

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

沖繩の復帰前の民間車検所(指定検査人)の取扱

いに関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

同日内閣から、左記の者の北海道開発審議会委員としての任期が、六月二十八日満了となるので後

任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

記

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通

知した。

文化財保護法の一部を改正する法律

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正す

る法律

宅地開発公団法

去る十九日議長において、左の常任委員の辞任を

許可した。

内閣委員

地方行政委員

文教委員

商工委員

運輸委員

通信委員

森中 守義君

竹田 四郎君

矢原 秀男君

鈴木 力君

青木 新次君

山田 徹一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

地方行政委員

文教委員

商工委員

運輸委員

通信委員

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に

関する特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

公職選挙法改正に

関する特別委員

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に付した。

伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業を保護するための輸入制限等に関する特別措置法案

(渡辺武君外四名発議)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(峯山昭範君外一名発議)

同日委員長から左の報告書が提出された。

船舶料理士の資格証明に関する条約(第六十九号)の締結について承認を求めるの件議決報告書

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

可決報告書

航空法の一部を改正する法律案(第七十一回国

会閣法第八八号)可決報告書

去る二十日議長において、左の常任委員の辞任を

許可した。

内閣委員

地方行政委員

外務委員

社会労働委員

商工委員

青木 新次君

鈴木 力君

石本 茂君

亘 四郎君

竹田 四郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

運輸委員

通信委員

内閣委員

地方行政委員

外務委員

社会労働委員

商工委員

運輸委員

通信委員

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

交通安全対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

交通安全対策特別委員

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

交通安全対策特別委員会

理事 中村 太郎君(中村登美君の補欠)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつ

て議長は即日これを委員会に付託した。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員

共済組合からの年金の額の改定に関する法律等

の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

商品取引所法の一部を改正する法律案

商工委員会に付託

昭和四十八年度一般会計予備費使用総調書及び

各省各庁所管使用調書(その2)

昭和四十八年度特別会計予備費使用総調書及び

各省各庁所管使用調書(その2)

昭和四十八年度特別会計予算総則第九条に基づ

く経費増額総調書及び経費増額調書

森中 守義君

赤桐 操君

森中 守義君

赤桐 操君

亘 四郎君

石本 茂君

鈴木 力君

青木 新次君

竹田 四郎君

昭和四十八年度特別会計予算総則第十條に基づき経費増額總調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

昭和四十九年度一般会計予算備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和四十九年度特別会計予算備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和四十九年度特別会計予算總則第十一條に基づき経費増額總調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

決算委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

漁業操業に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日議長は、左の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)(衆議院送付)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第六二号)(衆議院送付)

一、公聴会の問題

公職選挙法の一部を改正する法律案及び政治資金規正法の一部を改正する法律案について

一、開会の日

昭和五十年六月二十八日

右の通り議決した。よつて参議院規則第六十二條により承認を求めます。

昭和五十年六月二十日

公職選挙法改正に
関する特別委員長 中西 一郎

参議院議長 河野 謙三殿

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員辻一彦君提出山崎機械・松井商工の
労使紛争に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員三木忠雄君提出羽田国際空港内における土地所有権に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、七月二日までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

去る二十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

外務委員

社会労働委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

外務委員

社会労働委員

昨二十三日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

公害対策及び環境保全特別委員 羽生 三七君

物価等対策特別委員 中沢伊登子君

科学技術振興対策特別委員 中村 利次君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

公害対策及び環境保全特別委員 福岡 知之君

物価等対策特別委員 中村 利次君

科学技術振興対策特別委員 中沢伊登子君

同日議員から左の質問主意書が提出された。

電業社の労使紛争に関する質問主意書(青木新次君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、去る十八日付をもつて外務大臣官房会計課長梁井新一君は同大臣官房調査部外務参事官に任命されたのでその政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

昨二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

大蔵委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

名した。

地方行政委員

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

公害対策及び環境保全特別委員

物価等対策特別委員

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

公害対策及び環境保全特別委員

物価等対策特別委員

科学技術振興対策特別委員

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

内閣委員会

理事 世耕 政隆君(世耕政隆君の補欠)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(鉄道労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(日本電信電話労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

昭和五十年六月二十五日 参議院會議録第十七号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

に基づき、国会の承認を求めるの件（日本電信電話労働組合関係）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全国電気通信労働組合関係）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全通信労働組合関係）

同日議員から左の質問主意書が提出された。

沖縄県南大島村の港湾整備に関する質問主意書（喜屋武眞榮君提出）

対潜哨戒機P3Cの導入に関する質問主意書（秦豊君提出）

同日内閣から、参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄の復帰前の民間車検所（指定検査人）の取扱いに関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、七月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員に任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記
(六月三十日任期満了による再任)

上原 達郎

(同) 若林 清
同日内閣から、左記の者を土地鑑定委員会委員に任命したいので、地価公示法第十五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(七月四日任期満了による再任)

有泉 亨

(同) 榊山 俊夫

(同) 楠田 光男

(同) 黒澤 清

(同) 嶋田 久吉

(同) 三澤 勝

(同) 吉野 公治

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員長に任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月十八日任期満了の柳川眞文の後任)

勝田 成治

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会委員に任命したいので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月二十六日任期満了の東畑四郎の後任)

小倉 武一

山崎機械・松井商工の労使紛争に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十年六月二日

辻 一彦

参議院議長 河野 謙三殿

山崎機械・松井商工の労使紛争に関する質問主意書

福井市勝見三丁目五番二十四号に本社をおく株式会社山崎機械（以下会社という）と、会社を事実上支配しているといわれる大阪市北区芝田町五十七番地高橋ビル五階に本社をおく株式会社松井商工（以下松井商工という）の労使紛争について、次のとおり質問する。

一、会社・松井商工と全国金属労働組合（以下全金という）並びに会社社の従業員で全金の組合員で組織している全国金属労働組合福井地方本部

山崎機械支部（以下支部という）との間に労使紛争が起つてゐるが、その経過と現状について明らかにされたい。

二、会社を事実上に支配しているといわれている松井商工と会社との関係について明らかにされたい。

三、全金・支部から、労働委員会に申立て、裁判所に申請、労働基準監督署への申告などがなされたと聞いているが、その件数、内容と処理状況を明らかにされたい。

四、支部の組合員が、文書で連名して、福井労働

基準監督署に未払賃金、未払退職金について労働基準法一〇四条にもとづき申告したところ、基準監督署は、「つぶれたところに未払賃金、退職金を請求することを監督署にもつてきても意味はない」と文書のおいて断つたと言いが、その事実について明らかにされたい。

五、人権擁護委員会にも申し立てたと聞いているが、その具体的な処理状況を明らかにされたい。

六、この紛争は、未払労務債権の支払いをめぐる争いだと聞いているが、労働者の最低の権利を無視した会社・松井商工について、政府・労働省は如何なる行政指導を行うのか、そしてその紛争の解決についてどのように対処するか、政府・労働省当局の見解を求める。

昭和五十年六月二十日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員辻一彦君提出山崎機械・松井商工の労使紛争に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辻一彦君提出山崎機械・松井商工の労使紛争に関する質問に対する答弁書
株式会社山崎機械（以下「会社」という。）は、

経営悪化を理由に、昭和五十年二月二十日付けで、従業員十二名の指名解雇を行い、総評全国金属労働組合福井地方本部山崎機械支部（以下「支部」という。）との間で、この指名解雇に係る退職金の支払い条件等をめぐる話し合いがつかないままに、同年三月末に倒産し、同年三月三十一日付けで残りの従業員全員（十四名）を解雇した。

支部等は、支部組合員に対する解雇等は不当労働行為であるとして、会社及び会社と取引関係のあつた株式会社松井商工（以下「松井商工」という。）を被申立人として、二件の不当労働行為救済申立てを行つたと聞いている。

二、について

松井商工は、会社に対し機械及び部品を発注していた企業であるが、現在は、会社の一債権者であると聞いている。

三、について

1 労働委員会に対する不当労働行為救済申立てについては、支部等から、昭和五十年四月に、東京都地方労働委員会に対して、同年六月には、福井県地方労働委員会に対して、それぞれ、会社及び松井商工を被申立人として、団体交渉拒否問題及び支部組合員の解雇問題に關して不当労働行為救済申立てが行われ、現在、同事件とも関係地方労働委員会に係属中であると聞いている。

2 裁判所に対する仮差押え申請については、

会社の元従業員二十六名から、昭和五十年四月一日に、福井地方裁判所に対して、有体動産仮差押え申請が行われ、同地方裁判所は、同月十一日に申請を認める旨の決定を行つたと聞いている。

3 労働基準監督署に対する申告については、支部組合員から、昭和五十年三月及び五月に、会社において労働基準法第二十三条及び第二十四条の違反の事実があるとして、所轄労働基準監督署に対し申告が行われ、現在、所轄労働基準監督署において調査中である。

四、について

支部組合員から所轄労働基準監督署に対して行われた申告について、所轄労働基準監督署が、その受理を拒否した事実はない。

五、について

人権侵犯事実に関する申告については、支部組合員二名が、昭和五十年三月三十一日に、福井地方方法務局に会社及び松井商工を相手方とする申立書を持参したが、同地方方法務局で、同日、右両名から事情を聴取したところ、具体的な人権侵犯の事実の申立てではなく、退職金等の支払いを得るため、法律的に採り得る措置について教示を求める旨の申立てであつたので、所要の助言をし、援助として処理した。

六、について

政府としては、関係当事者の自主的解決への努力を期待するとともに、労働関係法令に違反

すると認められた場合には、関係行政機関において、監督指導を実施する等所要の措置を講ずる所存である。

〔参照〕

六月二十三日議長において、左のとおり議席を変更した。

一五五 福岡 知之君

〔第十四号参照〕

審査報告書

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めるの件右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月五日

外務委員長 二本 謙吾

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

これらの議定書、規則、条約及び関係諸約定は、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、万国郵便連合の運営を改善し、料金率その他の業務上の事項について変更を加えるため、

現行の万国郵便連合憲章を改正し、また現行の万国郵便連合一般規則等を修正のうえ更新するものである。わが国がこれらの文書を締結することは、わが国の国際郵便業務の円滑な運営のために必要であるとともに、万国郵便連合を通じて国際協力を維持増進する見地からも有意義であると考えられるので、妥当な措置と認め

一、費用

今回の万国郵便連合憲章の第二追加議定書及び同連合一般規則に基づいてわが国が負担する万国郵便連合分担金の額は、昭和五十二年以降の予算に計上される。

審査報告書

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月五日

社会労働委員長 村田 秀三

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢に即応し、中小企業退職金共済制度を一層効果的なものとするため、退職金共済契約に係る掛金月額

昭和五十年六月二十五日 参議院會議録第十七号

の引上げ及び退職金に対する国庫補助額の増加並びに特定業種退職金共済契約に係る退職金支給要件の緩和及び掛金日額の引上げ等を図ろうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

昭和五十年年度一般会計予算(労働省所管)において、中小企業退職金共済制度実施に必要な経費として十六億二千七百六十万四千円、特定業種退職金共済制度実施に必要な経費として四億七千四百九十六万八千円が計上されている。

審査報告書

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月五日

文教委員長 内藤三郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、私立学校教職員共済組合法の規定により支給されている既裁定の年金の額を国立学校の教職員の年金の額の改定に準じて改定するとともに、私立学校の教職員の共済給付に係る標準給与の月額の下限及び上限を引き上

げる等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認めた。

一、費用

本法律施行に要する経費として、昭和五十年年度一般会計予算に約九千七百万円が計上されている。

審査報告書

石油開発公団法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月五日

商工委員長 林田悠紀夫

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、石油開発の一層の推進等をはかるため、石油開発公団の業務に、海外における石油等の探鉱をする権利その他これに類する権利の取得、産油国の国営石油会社に対する資金の貸付け、石油備蓄の増強に必要な資金の出資及び貸付け等を追加しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴う経費として、昭和五十年年度石油及び石油対策特別会計石油勘定に石油開発公

団出資に必要な経費として四百六億円、石油開発公団に対する交付金に必要な経費として十億三千二百万円、石油備蓄増強対策に必要な経費として三十三億六千六百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法律施行にあたり、次の諸点につき万全を期すべきである。

一、石油開発公団の機構・人員の充実と機能の強化等をはかり、わが国石油資源の自主的かつ安定的供給体制の確立に努めること。

二、石油開発に関する技術、資金、情報等を効率的に活用しうよう、現在の民間石油開発体制の整備に努めること。

三、石油備蓄の増強、探鉱開発の拡大等に要する資金需要の増大に対処するにあつては、石炭政策に支障を来さないよう配慮すること。右決議する。

審査報告書

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月五日

農林水産委員長 佐藤 隆

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における農業の動向及び農業振興地域における土地利用等の状況にかんがみ、農業振興地域における土地の農業上の利用の確保及びその効率的な利用の促進を図るため、農用地利用計画の対象となる土地に農業用施設用地を含めるとともに、農業振興地域整備計画の作成又は変更の際に行う土地の交換分合、農用地区域内における農用地利用増進事業、特定利用権の設定及び開発行為の規制に関する各制度を創設しようとするものであり、また、衆議院において農用地区域以外の農業振興地域における開発行為に関する勧告制度及び農用地利用増進事業等における農業委員会等の位置づけについて修正が加えられており、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律案のため、農用地利用増進事業促進対策費として六億六千九百八十二万一千円が昭和五十年年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、世界の食糧需給のひつ迫等に対処して国民食糧の安定的な供給体制を確立するため、優

良農用地と水資源の確保及びその効率的利用を促進し、併せて積極的な農用地の開発その他農業生産基盤の整備充実を図る等、諸施策を強力に推進するとともに、本法施行に当たっては、左記事項について万全の措置を講ずべきである。

記

一、農業振興地域制度の運用に当たっては、農用地、農用地として開発可能な土地及び農業振興に必要な水源等を可及的に農用地区域内に取り込むよう指導するとともに、農用地区域内の基盤整備及び近代化施設等について積極的に補助、融資条件の充実、改善及びその促進に努めること。

二、農用地利用増進事業は、農業委員会、農業協同組合の参加等、地域農業者の自主性と創意を十分生かし、本事業の円滑な実施に資するため基盤整備の充実等十分な施策を講ずるとともに、利用権を安定的に継続させるため、その存続期間及び継続設定並びに借受人の投資した有益費の回収につき適切な指導を加えること。

三、農業振興地域制度の趣旨にかんがみ、農用地区域以外の開発行為に対する勧告、公表制については農業上の土地利用の確保、保全に資するよう積極的に活用するとともに、本法及び森林法に基づく開発規制の運用に当たっては、相互の連けいを密にすること。

四、農業振興地域における農村の生活環境施設の未整備の実情にかんがみ、その早急な整備を行

うため、農村総合整備事業の拡充強化等、総合的な公共投資を促進すること。

五、国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画の作成に当たっては、農用地及び農用適地等の十分な確保を図ること。
右決議する。

昭和五十年六月二十五日 参議院會議録第十七号

六六一

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二一(大代)